



茨城県報

第 2270 号

平成23年3月31日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 3
- 茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計第一課）…………… 6
- 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき茨城県病院局の職を定める規則の一部を改正する規則
（経営管理課）…………… 8
- （ 公 安 委 員 会 ）
- 茨城県警察組織規則の一部を改正する規則…………… 8
- （ 人 事 委 員 会 ）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則…………… 9
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 20
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 21
- 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 22

告 示

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（環境対策課）…………… 23
- 茨城県廃棄物処理要項の一部改正（廃棄物対策課）…………… 23
- 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき
知事が別に定める額の一部改正（厚生総務課）…………… 25
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に
よる介護機関の指定（福祉指導課）…………… 26
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 27
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（障害福祉課）…………… 28
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の変更（障害福祉課）…………… 28
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課）…………… 28
- 動物の飼養又は収容の許可を要する区域の一部改正（生活衛生課）…………… 28
- 平成23年度離転職者訓練（普通職業訓練普通課程、普通職業訓練短期課程）及び委託訓練活用型デュアル
システム（普通職業訓練短期課程）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等（職業能力開発課）…………… 29
- 平成23年度普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等
（職業能力開発課）…………… 32

●家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)	33
●家畜等の移入の禁止 (3件) (畜産課)	39
●家畜等の移入の禁止の解除 (畜産課)	41
●定款変更の認可 (2件) (農村計画課)	42
●県営土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)	42
●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	42
●車両制限令の規定に基づく道路の指定の解除 (道路維持課)	43
●土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課)	43
●事業計画の変更の認可 (公園街路課)	44
●汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約 (下水道課)	44
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	46
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の指定の解除 (建築指導課)	46
●公所及びか所の一部改正 (会計第一課)	49
●土地改良区役員の就退任 (3件) (農林事務所)	50
●土地改良区役員の退任 (4件) (農林事務所)	53
●土地改良区役員の就任 (2件) (農林事務所)	54
●土地改良事業の認可 (4件) (農林事務所)	55
●土地改良事業に対する同意 (農林事務所)	56
(病 院 局)	
●茨城県病院局会計規程の規定による伝票等の様式の一部改正	56
(教 育 委 員 会)	
●茨城県近代美術館入館料の収納事務の委託	57
(人 事 委 員 会)	
●労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部改正	58
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)	58
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)	59
●基本測量の終了 (用地課)	60
●都市計画の図書の縦覧 (8件) (都市計画課)	60
●都市計画事業の施行者の名称等 (公園街路課)	63
●開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課)	63
●落札者等の公示 (3件) (下水道事務所)	64
●入札公告 (つくば地域振興課)	65
(監 査 委 員)	
●定期監査の公表	67
●財政的援助団体等の監査の公表	71
●定期監査結果に基づく措置状況の公表	73
訓 令	
●茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 (職員課)	74

- 茨城県福利厚生棟管理規程の一部を改正する訓令（職員課）……………75
- 茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令（科学技術振興課）……………75
- 訓 令**
（人 事 委 員 会）
- 茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令……………76
- 茨城県人事委員会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令……………76
- 規 程**
（企 業 局）
- 企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………76
（病院事業管理者）
- 茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程……………77
- 茨城県病院局職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する規程……………80
- 茨城県病院局職務権限規程の一部を改正する規程……………80
- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………80
- 茨城県病院局職員研修規程の一部を改正する規程……………82
- 茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程……………82
- 茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程……………82
- 茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程……………83
- 茨城県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………83
- 茨城県立友部病院の診療に関する規程の一部を改正する規程……………84
- 茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程……………84
- 茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程……………84
- 正 誤**
- 平成23年 1 月 27 日 付 け 茨 城 県 報 第 2252 号 中 ……………85
- 平成23年 2 月 7 日 付 け 茨 城 県 報 第 2255 号 中 ……………85

規 則

茨城県規則第3号

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2号中「第27条の2及び第28条の2」を削る。

第39条の表中「第102条の13、第124条」を「第57条、第60条の28」に、

「 収納計器始動票札（規則第32条） 様式第108号の4 」を

「 収納計器始動票札 (規則第32条) 自動車税証紙 (条例第66条第7項) 自動車税証紙の検印 (条例第66条第7項) 」	様式第108号の4 様式第108号の5 様式第108号の6	に
--	-------------------------------------	---

改める。

様式第34号(ア) (裏) 面, 様式第34号(ア)の2 (裏) 面, 様式第34号(ア)の3 (裏) 面, 様式第34号(ア)の4 (裏) 面及び様式第34号(イ) (裏) 面中「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め, 「また, 漁業協同組合については, 取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第34号(ウ) (表) 面中

加入者名	茨城県	県税事務所	口座番号		税額	05	円
------	-----	-------	------	--	----	----	---

を

課税年度		税目		登録番号		納期限	
		調定		通知番号			

加入者名	茨城県	県税事務所	口座番号		税額	05	円
収納機関番号	08000	納付番号			確認番号		納付区分
課税年度		税目		登録番号		納期限	
		調定		通知番号			

に,

常陽銀行	支店	取りまとめ店	〒
------	----	--------	---

を

茨城県指定金融機関	常陽銀行	支店
-----------	------	----

に,

課税年度		を	課税年度		調定		に,
------	--	---	------	--	----	--	----

取りまとめ店	〒	を	納付番号		に
--------	---	---	------	--	---

改め, 同様式(裏)面中「公定歩合」を「商業手形の基準割引率」に, 「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め, 「また, 漁業協同組合については, 取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第34号(エ)中「納付済通知書・継続検査用納税証明書」を「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に, 「5月31日から」を「本年度から口座振替を開始する方は, 5月31日から」に, 「茨城県税条例」を「茨城県県税条例」に, 「ときは, その端数金額を」を「とき又はその全額が2,000円未満であるときは, その端数金額又はその全額を」に改める。

様式第34号(オ) (裏) 面中「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め, 「また, 漁業協同組合については, 取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第34号(カ) (裏) 面, 様式第34号(キ) (裏) 面及び様式第34号(ク) (裏) 面中「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」

に改め、「また、漁業協同組合については取り扱っていないところもあります。」を削る。

様式第35号(ア) (裏) 面及び様式第35号(イ) (裏) 面中「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「また、漁業協同組合については、取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第35号(ウ) (裏) 面、様式第35号(ウ)の2 (裏) 面、様式第35号(エ) (裏) 面及び様式第35号(エ)の2 (裏) 面中「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「また、漁業協同組合については、取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第41号(ア) (裏) 面中「納付しなければなりません」の次に「。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません」を加える。

様式第41号(イ) (裏) 面及び様式第41号(イ)の2 (裏) 面中「納付しなければなりません」の次に「。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません」を加え、「県税の」を「自動車税の」に、「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「また、漁業協同組合については、取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第41号(ウ) (裏) 面中「納付しなければなりません」の次に「。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません」を加える。

様式第41号(エ) (裏) 面及び様式第41号(エ)の2 (裏) 面中「納付しなければなりません」の次に「。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません」を加え、「農業・漁業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「また、漁業協同組合については、取り扱っていないところがあります。」を削る。

様式第42号 (裏) 面中「加算して納付しなければなりません」の次に「。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません」を加える。

様式第108号の4の次に次の2様式を加える。

様式第108号の5

← 9 cm →		
車 種 (Type of Vehicle) _____		5 cm
登録番号 (Registration Number) _____		
自 動 車 税 証 紙 (Automobile Tax Stamp)		
税 額 (Tax Amount)	¥ _____	
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(Tax for	Months from to)
交付年月日 (Date of Deliver)	年 月 日	茨 城 県 (Ibaraki Prefecture)
		(検 印)

様式第108号の6



付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第4号

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県証紙条例施行規則（昭和45年茨城県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「証紙」を「茨城県収入証紙（以下「証紙」という。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

形式第1号



1円券 にぶ赤紫色

形式第2号



5円券 灰味紫色

形式第3号



10円券 にぶ青紫色

形式第4号



50円券 にぶ緑色

形式第 5 号



100円券 灰味オリーブ色

形式第 6 号



200円券 暗い黄味茶色

形式第 7 号



300円券 灰味赤茶色

形式第 8 号



500円券 黄茶色

形式第 9 号



1,000円券 紅色

形式第10号



2,000円券 紫色

形式第11号



3,000円券 青色

形式第12号



5,000円券 黄緑色

形式第13号



10,000円券 うぐいす色

寸 法

縦 2.55センチメートル

横 3.6センチメートル

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の茨城県証紙条例施行規則別表 1 に規定する形式の茨城県収入証紙は、当分の間、なお使用することができる。

茨城県規則第 5 号

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき茨城県病院局の職を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき茨城県病院局の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき茨城県病院局の職を定める規則（平成 18 年茨城県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

表中「友部病院」を「こころの医療センター」に、「社会復帰支援室長」を「福祉連携サービス部長」に改める。

付 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 4 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成 21 年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項、第 33 条第 2 項及び第 41 条第 2 項中「水戸市東野町」を「水戸市元吉田町」に改める。

第 72 条第 1 項中「又は交通官」を「、交通官又は地域・交通官」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 地域・交通官は、命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察の運営について署長を補佐する。

別表第 1 中

茨城県警察自動車警ら 隊牛久分駐隊	牛久市下根町	を
茨城県警察自動車警ら 隊神栖分駐隊	神栖市東深芝	
茨城県警察自動車警ら 隊牛久分駐隊	牛久市下根町	に

改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項中「第6条第1項第1号に基づく任期付採用職員をもって補充しようとする職」を「第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定に基づき任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職」に改める。

別表第3第2項の次に次の1項を加える。

3 「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定に基づき任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職」

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第4号**

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第38条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する届出を電磁的方法（電子情報処理組織を使用するその他の情報通信の技術を利用する方法であつて、職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る情報の処理及び管理を行うための情報システムによるものをいう。以下同じ。）により行うこととされている場合には、同項の規定にかかわらず、扶養親族カードに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うものとする。

第39条の5第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「配偶者」を「配偶者」に改め、「（条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第39条の6及び第39条の7を削る。

第39条の8第1項中「条例第11条の5第1項第3号ア」を「条例第11条の5第1項第2号」に、「第39条の5第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2項中「条例第11条の5第1項第3号ア」を「条例第11条の5第1項第2号」に改め、

同条第 3 項を削り、同条を第 39 条の 6 とする。

第 39 条の 9 第 1 項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に改め、「住宅の所有関係」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「職員が」を「職員から」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する届出を電磁的方法により行うこととされている場合には、同項の規定にかかわらず、住居カードに記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うものとする。

第 39 条の 9 を第 39 条の 7 とし、第 39 条の 10 を第 39 条の 8 とする。

第 39 条の 11 中「前 5 条」を「前 4 条」に改め、同条を第 39 条の 9 とする。

第 43 条の 5 第 2 項第 2 号中「10 キロメートル」を「当該通勤距離の 100 分の 25」に改める。

- 第 44 条第 1 項中「各号の 1」を「各号の一」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する届出を電磁的方法により行うこととされている場合には、同項の規定にかかわらず、通勤カードに記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うものとする。

第 45 条の 8 第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する届出を電磁的方法により行うこととされている場合には、同項の規定にかかわらず、単身赴任カードに記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うものとする。

第 45 条の 10 第 2 項中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第 46 条の前に見出しとして「(寒冷地手当)」を付する。

第 52 条の 4 第 4 項を削る。

第 54 条の次に次の 1 条を加える。

(人事委員会規則で定める無給の休暇の承認を受けた職員)

第 54 条の 2 条例第 21 条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める無給の休暇の承認を受けた職員とは、配偶者海外同行休暇の承認を受けた職員とする。

第 56 条の 7 第 1 号ア中「100 分の 130」を「100 分の 135」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改め、同号イ中「100 分の 75」を「100 分の 77.5」に改め、同条第 2 号ア中「100 分の 60」を「100 分の 65」に、「100 分の 80」を「100 分の 85」に改める。

第 62 条の 2 を削る。

付則別表を次のように改める。

付則別表 (第 43 条の 2 関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

| 片道の使用距離  |          | 自動車<br>(第 1 号該当職員) | 原動機付自転車等<br>(第 2 号該当職員) |
|----------|----------|--------------------|-------------------------|
| キロメートル以上 | キロメートル未満 | 円                  | 円                       |
| 2        | 4        | 2,200              | 2,000                   |
| 4        | 6        | 3,700              | 2,000                   |
| 6        | 8        | 5,200              | 2,600                   |
| 8        | 10       | 6,700              | 3,400                   |
| 10       | 12       | 8,200              | 4,100                   |
| 12       | 14       | 9,700              | 4,900                   |
| 14       | 16       | 11,200             | 5,600                   |

|            |    |        |        |
|------------|----|--------|--------|
| 16         | 18 | 12,700 | 6,400  |
| 18         | 20 | 14,200 | 7,100  |
| 20         | 22 | 15,700 | 7,900  |
| 22         | 24 | 17,200 | 8,600  |
| 24         | 26 | 18,600 | 9,300  |
| 26         | 28 | 20,100 | 10,100 |
| 28         | 30 | 21,600 | 10,800 |
| 30         | 32 | 23,100 | 11,600 |
| 32         | 34 | 24,600 | 12,300 |
| 34         | 36 | 26,100 | 13,100 |
| 36         | 38 | 27,600 | 13,800 |
| 38         | 40 | 29,100 | 14,600 |
| 40         | 42 | 30,600 | 15,300 |
| 42         | 44 | 32,100 | 16,100 |
| 44         | 46 | 33,600 | 16,800 |
| 46         | 48 | 35,000 | 17,500 |
| 48         | 50 | 36,500 | 18,300 |
| 50         | 52 | 38,000 | 19,000 |
| 52         | 54 | 39,500 | 19,800 |
| 54         | 56 | 41,000 | 20,500 |
| 56         | 58 | 42,500 | 21,300 |
| 58         | 60 | 44,000 | 22,000 |
| 60         | 62 | 45,500 | 22,800 |
| 62         | 64 | 47,000 | 23,500 |
| 64         | 66 | 48,500 | 24,300 |
| 66         | 68 | 50,000 | 25,000 |
| 68         | 70 | 51,500 | 25,800 |
| 70キロメートル以上 |    | 52,200 | 26,100 |

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあっては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第1 研究職給料表の項中「、水産試験場及び内水面水産試験場」を「及び水産試験場」に改め、同表 医療職給料表（一）から医療職給料表（三）までの項中「職員課」を「総務事務センター」に改める。

別表第20 1 大学卒の部 六 大学4卒の項第2号中「国立看護大学校看護学部」を「独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部（旧国立看護大学校看護学部を含む。）」に改め、同項第19号中「及び第10条」を削り、同表 2 短大卒の部 二 短大2卒の項第20号中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改め、同項第25号中「及び第10条」を削る。

別表第31 医療職給料表（三）初任給基準表の備考第1項中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第32の2 特定職員昇給号給数表の備考中「給与条例」を「条例」に改める。

## 別表第33知事の部中

|                       |                         |                                 |     |   |
|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|-----|---|
| 16 下<br>水道<br>事務<br>所 | 鹿島                      | (1) 汚水処理施設等管理の業務に従事することを本務とする職員 | 1   | を |
|                       |                         | (2) 水質管理の業務に従事することを本務とする職員      |     |   |
|                       | (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員 | 0.5                             |     |   |
|                       | 那珂久慈流域・霞ヶ浦流域・利根流域・県西流域  | 水質管理の業務に従事することを本務とする職員          | 0.5 |   |

|                       |                         |                                 |     |      |
|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|-----|------|
| 16 下<br>水道<br>事務<br>所 | 鹿島                      | (1) 汚水処理施設等管理の業務に従事することを本務とする職員 | 1   | に改め、 |
|                       |                         | (2) 水質管理の業務に従事することを本務とする職員      |     |      |
|                       | (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員 | 0.5                             |     |      |
|                       | 那珂久慈流域・霞ヶ浦流域・県西流域       | 水質管理の業務に従事することを本務とする職員          | 0.5 |      |
| 17 流域下水道水質管理センター      |                         | 水質管理の業務に従事することを本務とする職員          | 0.5 |      |

同表教育委員会の部17 特別支援学校の項中「17 特別支援学校」を「18 特別支援学校」に改め、同部18 中学校及び小学校の項中「18 中学校及び小学校」を「19 中学校及び小学校」に改め、同表警察本部の部19 警務部警務課及び生活安全部少年課の項中「19 警務部警務課及び生活安全部少年課」を「20 警務部警務課及び生活安全部少年課」に改め、同部20 地域部地域課航空隊の項中「20 地域部地域課航空隊」を「21 地域部地域課航空隊」に改め、同部21 科学捜査研究所の項中「21 科学捜査研究所」を「22 科学捜査研究所」に改める。

## 別表第34 1 知事の項中

## 「(12の2) 地域支援局長

(13) 出資団体指導監 を

(14) 行政監察監 」

## 「(12の2) 出資団体指導監

(13) 行政監察監 に、

(14) 地域支援局長 」

## 「(24) 会計事務局次長

(25) 行財政改革・地方分権推進室長 」を

## 「(24) 行財政改革・地方分権推進室長

(25) 土地販売推進本部長 」に、

## 「(40) 水戸土木事務所長

(41) つくばまちづくりセンター長 」を

## 「(40) 水戸及び土浦土木事務所長

(41) 削除 」に、

## 「(44の2) 県民センター総室長

(45) 困難な業務を処理するパスポートセンター長

(46) 危機管理室長

(47) 企画監

(48) 政策監 を

(49) 立地推進室長

(50) 危機管理専門監

(51) 行財政改革・地方分権推進室の次長

(52) 削除 』

〔(44の2) 企画監

(45) 政策監

(46) 立地推進室長

(47) 危機管理専門監

(48) 行財政改革・地方分権推進室の次長 に、

(49) 総務事務センター長

(50) 県民センター総室長

(51) 県民運動推進室長

(52) 危機管理室長 』

〔(55) 県民運動推進室長〕を〔(55) 削除〕に、〔(57) 農業改革推進室長〕を〔(57) エコ農業推進室長〕に、

〔(61の3) 困難な業務を処理する消費生活センター長 』を

〔(61の3) 困難な業務を処理する消費生活センター長 に、

(61の4) 消防学校長 』

〔(67) 常陸大宮、潮来、土浦及び筑西土木事務所長〕を〔(67) 常陸大宮、潮来及び筑西土木事務所長〕に、

〔(68) つくばまちづくりセンターの副センター長 』を

〔(68) 土浦土木事務所つくば支所長 に、

(68の2) 困難な業務を処理する土地販売推進監 』

〔(73) パスポートセンター長 ((45) に掲げる者を除く。) を

(74) 産業立地推進東京副本部長 』

〔(73) 産業立地推進東京副本部長 に、

(74) 土地販売推進副本部長 』

〔(91) 消防学校長〕を〔(91) 削除〕に、

〔(125) 水戸土木事務所の次長 』を

〔(125) 水戸及び土浦土木事務所の次長 に、

(125の2) 土地販売推進監 ((68の2) に掲げる者を除く。) 』

〔(130) 削除

(131) 事業調整監 を

(132) つくばまちづくりセンターの部長 』

〔(130) 流域下水道水質管理センター長

(131) 削除 に、

(132) 削除 』

〔(147) 内水面水産試験場長〕を〔(147) 水産試験場内水面支場長〕に改め、同表 4 警察本部長の項中〔(23)

警視の階級にある本部の課の理事官、管理官及び刑事調査官を「(23) 警視の階級にある本部の課の理事官及び管理官」に改め、「(26) 警視の階級にある警察署の地域官、刑事官及び交通官」を削る。

別表第35 扶養親族カード その1 届出・認定関係の表備考第4項第1号中「給与条例」を「条例」に改め、同表備考第5項中「異にして異動」の次に「(当該職員に支給すべき扶養手当の月額を総務事務センターにおいて認定する所属(以下「センターの所管に属する所属」という。)間の異動を除く。)」を、「異動前の所属長」の次に「(異動前の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長)」を加え、「あわせて異動後の所属長」を「合わせて異動後の所属長(異動後の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長。以下同じ。)」に改める。

別表第35の2群馬県の項、千葉県の項及び静岡県を削り、同表東京都の項の次に次のように加える。

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 福 井 県 | 福井市 | 6級地 |
|-------|-----|-----|

別表第36中「(第39条の9関係)」を「(第39条の7関係)」に、

「住居カード

その1 借家・借間等

給与条例第11条の5第1項□第1号

□第3号」

「住居カード

条例第11条の5第1項□第1号 に改め、

□第2号」

同表 住居カード その1 借家・借間の表中

「届出事由」を

「届出理由」に改め、

同表記入上の注意第3項中「食費等は」を「食費等が」に改め、同表記入上の注意第4項中「届出事由欄」を「届出理由欄」に改め、同表記入上の注意第5項中「異にして異動」の次に「(当該職員に支給すべき住居手当の月額を総務事務センターにおいて決定する所属(以下「センターの所管に属する所属」という。)間の異動を除く。)」を、「異動前の所属長」の次に「(異動前の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長)」を、「合わせて異動後の所属長」の次に「(異動後の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長。以下同じ。)」を加え、別表第36 住居カード その2 自宅を削る。

別表第37を次のように改める。

別表第37(第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

| 片道の使用距離  |          | 自 動 車<br>(第1号該当職員) | 原動機付自転車等<br>(第2号該当職員) |
|----------|----------|--------------------|-----------------------|
| キロメートル以上 | キロメートル未満 | 円                  | 円                     |
| 2        | 4        | 2,100              | 2,000                 |
| 4        | 6        | 3,600              | 2,000                 |
| 6        | 8        | 5,000              | 2,500                 |

|            |    |        |        |
|------------|----|--------|--------|
| 8          | 10 | 6,400  | 3,200  |
| 10         | 12 | 7,800  | 3,900  |
| 12         | 14 | 9,300  | 4,700  |
| 14         | 16 | 10,700 | 5,400  |
| 16         | 18 | 12,100 | 6,100  |
| 18         | 20 | 13,500 | 6,800  |
| 20         | 22 | 14,900 | 7,500  |
| 22         | 24 | 16,400 | 8,200  |
| 24         | 26 | 17,800 | 8,900  |
| 26         | 28 | 19,200 | 9,600  |
| 28         | 30 | 20,600 | 10,300 |
| 30         | 32 | 22,100 | 11,100 |
| 32         | 34 | 23,500 | 11,800 |
| 34         | 36 | 24,900 | 12,500 |
| 36         | 38 | 26,300 | 13,200 |
| 38         | 40 | 27,800 | 13,900 |
| 40         | 42 | 29,200 | 14,600 |
| 42         | 44 | 30,600 | 15,300 |
| 44         | 46 | 32,000 | 16,000 |
| 46         | 48 | 33,500 | 16,800 |
| 48         | 50 | 34,900 | 17,500 |
| 50         | 52 | 36,300 | 18,200 |
| 52         | 54 | 37,700 | 18,900 |
| 54         | 56 | 39,100 | 19,600 |
| 56         | 58 | 40,600 | 20,300 |
| 58         | 60 | 42,000 | 21,000 |
| 60         | 62 | 43,400 | 21,700 |
| 62         | 64 | 44,800 | 22,400 |
| 64         | 66 | 46,300 | 23,200 |
| 66         | 68 | 47,700 | 23,900 |
| 68         | 70 | 49,100 | 24,600 |
| 70キロメートル以上 |    | 49,800 | 24,900 |

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあっては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第37の2 通勤カードの表備考第2項中「異にして異動」の次に「(当該職員に支給すべき通勤手当の額を総務事務センターにおいて決定する所属（以下「センターの所管に属する所属」という。）間の異動を除く。以下同じ。）」を、「異動前の所属長」の次に「(異動前の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長。以下同じ。）」を、「本カードを異動後の所属長」の次に「(異動後の所属がセンターの所管に属する所属の場合

には、総務事務センター長。以下同じ。)]を加える。

別表第38 単身赴任カード その2の表中

「計(規則第45条の3による通勤距離)」を

「計(規則第45条の4による通勤距離)」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年茨城県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)第6条第5項の規定により標準号給数(同条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとする。
- (2) 一般の派遣職員に、給与条例付則第17項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第7条第1項中「、流域下水道事務所及びつくばまちづくりセンター」を「及び流域下水道事務所」に改める。

第11条第1項及び第14条第1項第3号中「、内水面水産試験場」を削る。

第26条を第27条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。

(在勤手当)

第21条 条例第30条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、財団法人茨城県国際交流協会(平成2年10月1日に財団法人茨城県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)が運営する上海事務所に駐在する職員とする。

2 条例第30条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、当該駐在発令に係る業務とする。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則第3項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

付則第4項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

付則第5項本文中「前項第7号」を「前項第6号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に、「当該額から、当該額に100分の0.7」を「当該額に100分の99.3」に、「額に相当する額を減じた額」を「額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に改め、同項第1号中「第6号」を「第5号」に、「〔基準日〕という。)において次に掲げる職員」を「〔基準日〕という。)において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び付則第7項において「減額改定対象職員」という。))に、「除き、」を「除く。))」に、「次に掲げる職員」を「減額改定対象職員」に改め、「を含む。))」を削り、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.59」に、「額(その額)」を「額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)又は一般職の任



期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける者（以下この項及び付則第7項において「医療職給料表(-)等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「額）」を「額とする。」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中「第6号」を「第5号」に、「次に掲げる職員」を「減額改定対象職員」に、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.59」に、「額（その額）」を「額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(-)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「額）」を「額とする。」に改め、同号ア及びイを削り、同項第3号中「第6号」を「第5号」に、「次に掲げる職員」を「減額改定対象職員」に、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.59」に、「額（その額）」を「額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同号ア及びイを削り、同項第4号ア中「次に掲げる職員」を「減額改定対象職員（茨城県立医療大学の学長の職にある職員を除く。イ及び付則第7項において同じ。）である者」に、「あっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額、基準日において茨城県立医療大学の学長の職にある職員」に、「あっては、当該」を「あっては当該」に、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.44」に、「額」に」を「額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額」に」に、「切り捨てた額」を「切り捨てた額とする。」に改め、同(ア)から(ウ)までを削り、同号イ中「次に掲げる職員」を「減額改定対象職員」に、「あっては、当該」を「あっては当該」に、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において茨城県立医療大学の学長の職にある職員である者」に、「あっては当該給料月額に相当する額に100分の99.44」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に改め、同(ア)から(ウ)までを削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

付則第6項中「当該額から、当該額に100分の0.7」を「当該額に100分の99.3」に改め、「に相当する額を減じた額」を削る。

付則第7項中「次に掲げる職員である者（」を「減額改定対象職員である者及び」に、「次に掲げる職員である者となることとなるものを含む。）にあっては、」を「減額改定対象職員である者となることとなるもの」に、「それぞれ次に定める割合」を「100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において茨城県立医療大学の学長の職にある職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において茨城県立医療大学の学長の職にある職員である者となることとなるもの」に、「あっては当該給料月額に相当する額に100分の99.44」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(-)等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「付則第4項第7号」を「付則第4項第6号」に、「当該額から、当該額に100分の0.7」を「当該額に100分の99.3」に改め、「に相当する額を減じた額」を削り、同項各号を削る。

付則第13項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年4月1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者」に、「平成19年4月1日から平成21年4月1日まで）」を加える。

付則第18項中「付則第46項」を「付則第51項」に改める。

付則第57項を付則第62項とし、付則第56項を付則第61項とし、付則第55項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項を付則第60項とし、付則第54項を付則第59項とし、付則第53項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項を付則第58項とし、付則第47項から第52項までを5項ずつ繰り下げ、付則第46項の次に次の5項を加える。

(平成23年4月1日における一般職員の昇給の号給数)

47 平成23年4月1日において、一般職員を給与条例第6条第5項の規定による昇給（給与規則第28条及び第29条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、給与規則第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第6条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、3号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

48 前年の昇給日以後に新たに職員となった一般職員又は同日以後に給与規則第18条第3項、第20条第2項若しくは第21条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。

49 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

50 付則第47項又は第48項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした一般職員にあっては当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(平成23年4月1日における昇給の号給数の合計)

51 付則第47項第1号に規定する昇給の号給数から同項第2号に規定する昇給の号給数を減じた号給数の合計（付則第18項の規定により一般職員の例によることとされる特定職員を含む。）は、各任命権者ごとの平成23年4月1日現在の人員の100分の15に相当する数に4を乗じて得た号給数を超えてはならない。

付則別表中「(付則第43項関係)」を「(付則第54項関係)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する規則別表第1の改正規定、別表第33の改正規定及び別表第34の改正規定（同表 4 警察本部長の項に係る部分を除く。）並びに第3条中職員の特種勤務手当に関する規則第7条の改正規定、第11条の改正規定及び第14条の改正規定は、平成23年4月16日から施行する。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年茨城県条例第39号。以下「改正条例」という。）付則第7項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成22年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）

第 6 条第 5 項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成 23 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない別表第 23 から別表第 31 の 2 までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が第 25 条第 6 項又は職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 18 年茨城県人事委員会規則第 10 号。以下「平成 18 年改正規則」という。）付則第 42 項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、平成 18 年改正規則付則第 17 項又は第 41 項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次項第 3 号アにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次項第 3 号ア及びイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
- (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

3 改正条例付則第 7 項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に条例第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成 18 年改正規則付則第 13 項の規定により号給を決定され、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 22 年 4 月 1 日前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き第 14 条各号（第 1 号及び第 4 号を除く。）に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
  - ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）
  - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、平成 18 年改正規則付則第 13 項の規定により号給を決定され、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 22 年 4 月 1 日前となる職員に該当することとなるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項若しくは職員の分限に関する条例（昭和 26 年茨城県条例第 41 号）第 2 条の規定により休職にされていた期間、同法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年茨城県条例第 13 号）第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年茨城県条例第 55 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員

の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であつて、平成21年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第34条第2号の規定の適用については、同号中「第4項又は」とあるのは「第4項」と、「若しくは第3項」とあるのは「若しくは第3項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年茨城県条例第39号）付則第8項（付則第9項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた付則第7項」とする。

（住居手当に関する経過措置）

5 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第39条の6から第39条の11まで（第39条の8第1項及び第2項を除く。）及び別表第36（その2に限る。以下同じ。）の規定は、改正条例付則第10項に規定する職員については、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定（第39条の11及び別表第36の規定を除く。）中「条例」とあり、及び別表第36中「給与条例」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年茨城県条例第39号）付則第10項の規定によりなお効力を有することとされる同条例第2条の規定による改正前の条例」と、第39条の9第3項中「職員が」とあるのは「職員から」と、別表第36記入上の注意第5項中「異にして異動」とあるのは「異にして異動（当該職員に支給すべき住居手当の月額を総務事務センターにおいて決定する所属（以下「センターの所管に属する所属」という。）間の異動を除く。）と、「異動前の所属長」とあるのは「異動前の所属長（異動前の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長）」と、「合わせて異動後の所属長」とあるのは「合わせて異動後の所属長（異動後の所属がセンターの所管に属する所属の場合には、総務事務センター長。以下同じ。）」とする。

6 この規則の施行の際現に改正前の規則別表第36（その1に限る。以下「改正前の住居カード」という。）を使用している者は、改正後の規則別表第36の規定にかかわらず、引き続き改正前の住居カードを使用することができる。

（単身赴任カードに関する経過措置）

7 この規則の施行の際現に改正前の規則別表第38（以下「改正前の単身赴任カード」という。）を使用している者は、改正後の規則別表第38の規定にかかわらず、引き続き改正前の単身赴任カードを使用することができる。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「行財政改革・地方分権推進室長」の次に「土地販売推進本部長」を加え、「会計事務局次長」を削り、「行財政改革・地方分権推進室次長」の次に「総務事務センター長」を加え、「農業改革推進室長」を「エコ農業推進室長」に改め、「広報戦略室長」の次に「土地販売推進本部副本部長」を加え、「パスポートセンター長」を削り、「雇用促進対策室長」の次に「アグリビジネス推進室長」を加え、「うまいもんどこ

る推進室長」を削り、「住宅供給公社対策室長」の次に「会計指導室長」を加え、「課(室)長補佐(総括)」を「課(室, センター)長補佐(総括)」に改め、同部中農業総合センターの項を削り、

|        |                                |   |
|--------|--------------------------------|---|
| 畜産センター | センター長, 副センター長, 肉用牛研究所長, 養豚研究所長 | を |
|--------|--------------------------------|---|

|          |                                                         |    |
|----------|---------------------------------------------------------|----|
| 畜産センター   | センター長, 副センター長, 肉用牛研究所長, 養豚研究所長                          | に, |
| 農業総合センター | センター長, 副センター長, 管理部長, 企画情報部長, 管理部の管理課長, 生物工学研究所長, 園芸研究所長 |    |
| 農業研究所    | 所長, 庶務課長                                                |    |
| 特産指導所    | 所長                                                      |    |
| 農業大学校    | 校長, 副校長, 部長                                             | 」  |

|          |                            |   |
|----------|----------------------------|---|
| 水産試験場    | 場長, 庶務部長, 漁業無線局長, いばらき丸の船長 | を |
| 内水面水産試験場 | 場長                         |   |
| 土木事務所    | 所長, 次長, 大子工務所長, 大子工務所次長    |   |

|       |                                          |    |
|-------|------------------------------------------|----|
| 水産試験場 | 場長, 管理普及部長, 漁業無線局長, 内水面支場長, いばらき丸の船長     | に, |
| 土木事務所 | 所長, 次長, 大子工務所長, 大子工務所次長, つくば支所長, つくば支所次長 |    |

|              |                   |   |
|--------------|-------------------|---|
| 下水道事務所       | 所長, 次長            | を |
| つくばまちづくりセンター | センター長, 副センター長, 部長 |   |

|               |                   |              |
|---------------|-------------------|--------------|
| 下水道事務所        | 所長, 次長, 利根浄化センター長 | に改め, 同表備考中「課 |
| 流域下水道水質管理センター | センター長             |              |

「(室)長補佐(総括)」を「課(室, センター)長補佐(総括)」に改める。

付 則

この規則は、平成23年4月16日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第 6 号**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とし、第10項を削り、第11項を第 9 項とし、第12項を第10項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

## (1) 茨城県漁業信用基金協会

別表第 1 中第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項から第19項までを 2 項ずつ繰り上げ、第20項を削り、第21項を第18項とし、第22項から第24項までを 3 項ずつ繰り上げ、第25項及び第26項を削り、第27項を第22項とし、第28項から第43項までを 5 項ずつ繰り上げ、第44項を削り、第45項を第39項とし、第46項から第48項までを 6 項ずつ繰り上げ、第49項を削り、第50項を第43項とし、第51項から第60項までを 7 項ずつ繰り上げ、第61項を削り、第62項を第54項とし、第63項から第73項までを 8 項ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

職員の日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 3 月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第 7 号**

職員の日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「別表第 1 第32項」を「別表第 1 第34項」に改める。

第15条第 2 項中「別表第 1 第 5 項、第 6 項、第11項、第26項から第29項まで及び第31項」を「別表第 1 第 6 項、第 7 項、第12項、第28項から第31項まで及び第33項」に改める。

別表第 1 中第38項を第40項とし、第19項から第37項までを 2 項ずつ繰り下げ、第21項の前に次の 1 項を加える。

|                                       |                                 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| 20 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において 5 日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 |
|---------------------------------------|---------------------------------|

別表第 1 中第18項を第19項とし、第 4 項から第17項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

|                                                                                           |                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 4 風水震火災その他の天災地変により職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき | 1 週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「別表第 1 第23項」を「別表第 1 第25項」に改める。

## 告 示

### 茨城県告示第353号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域及び範囲の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1(1)イ及び(2)ウに掲げる類型をいう。）を同表の類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 水域    |       | 範囲     |                     | 類型  | 達成期間 |
|-------|-------|--------|---------------------|-----|------|
| 那珂川水系 | 那珂川水域 | 中丸川    | 全域（大川、本郷川を含む。）      | 生物B | イ    |
|       |       | 早戸川    | 全域（大井川を含む。）         | 生物B | イ    |
|       |       | 藤井川    | 全域                  | 生物A | イ    |
|       |       | 塩子川    | 全域                  | 生物A | イ    |
|       |       | 緒川     | 全域                  | 生物A | イ    |
|       |       | 桜川     | 全域（沢渡川、逆川を含む。）      | 生物B | イ    |
|       | 潤沼川水域 | 潤沼川(1) | 潤沼流入点より上流（飯田川を含む。）  | 生物B | イ    |
|       |       | 潤沼川(2) | 潤沼流出点から那珂川との合流点まで   | 生物B | イ    |
|       |       | 潤沼     | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 石川川    | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 大谷川    | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 寛政川    | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 潤沼前川   | 全域                  | 生物B | イ    |
| 利根川水系 | 小貝川水域 | 谷田川(1) | 牛久沼流入点より上流（蓮沼川を含む。） | 生物B | イ    |
|       |       | 谷田川(2) | 牛久沼水門から小貝川合流点まで     | 生物B | イ    |
|       |       | 牛久沼    | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 稲荷川    | 全域                  | 生物B | イ    |
|       |       | 西谷田川   | 全域                  | 生物B | イ    |

※ 達成期間の欄の「イ」は「直ちに達成」を示す。

### 茨城県告示第354号

茨城県廃棄物処理要項（平成4年茨城県告示第1194号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条中「以下「法」という。）」の次に「及び茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）」を加える。

第2条中第4号を削り、第5号中「1.2—ジクロロエタン」を「1, 2—ジクロロエタン」に改め、同号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第 2 条中第 9 号を第 8 号とし、次のように改める。

(8)小規模最終処分場 事業者の設置した埋立面積が500平方メートル以上の最終処分場であって、法第15条の産業廃棄物処理施設でないもの

第 2 条中第10号及び第14号を削り、第11号を第 9 号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第 7 条を次のように改める。

#### 第 7 条 削除

第 9 条を次のように改める。

#### 第 9 条 削除

第10条アを次のように改める。

ア 当該事業場で使用された物質が、生活環境上影響が無いことを示す資料。

第10条第 2 項中「前号の場合に係る」を「前項の」に改める。

第12条第 2 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改める。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第15条第 1 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改める。

第19条の見出しを「(産業廃棄物処理施設等の審査)」に改め、第19条第 1 項中「若しくは」を「,」に、「(第 2 条第 9 号アに該当するものに限る。)又は」を「, 特定小型焼却施設若しくは」に改める。

第21条を次のように改める。

#### 第21条 削除

第22条を次のように改める。

(小規模最終処分場の変更等)

第22条 小規模最終処分場の設置者は、小規模最終処分場の構造又は規模の変更(規模の変更にあつては、規模が減少する場合に限る。)をしようとするときは、小規模最終処分場変更計画届出書(様式第 8 号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出を受理したときは、受理書(様式第 9 号)を交付するものとする。

3 第 1 項の届出をした者は、その届出を受理された後でなければ、その届出に係る小規模最終処分場の構造又は規模の変更をしてはならない。

第23条第 1 項中「産業廃棄物の処理施設又は」を「施設,」に、「(以下「処理施設」と総称する。)」を「若しくは特定小型焼却施設(以下「処理施設」という。)」に改める。

第25条第 1 項(見出しを含む。)中「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に、「第22条第 1 項の届出をした者」を「小規模最終処分場の設置者」に改める。

第25条第 2 項を次のように改める。

2 小規模最終処分場の設置者は、次の各号に定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(1) 小規模最終処分場の埋立処分が終了し、覆土が完了したときは、30日以内に、小規模最終処分場埋立完了報告書(様式第13号)を提出すること。

(2) 小規模最終処分場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した小規模最終処分場を再開したときは、遅滞なく、小規模最終処分場廃止(休止・再開)報告書(様式第14号)を提出すること。

第25条第 3 項中「第 2 項の届出をした者」を「第 1 項の届出をした小規模最終処分場の設置者」に、「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に、「設置(変更工事)」を「変更工事」改める。

第26条(見出しを含む。)中「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に、「第22条第 1 項の届出をした者」を「小



規模最終処分場の設置者」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 この要項の規定による届出書又は報告書の提出先及び提出部数は、次のとおりとする。

| 提出書類名                           | 提出先                                   | 提出部数   |
|---------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 小規模最終処分場変更計画届出書 (様式第 8 号)       | 県民センター総室県央<br>環境保全室又は県民セ<br>ンター環境・保安課 | 正本 1 部 |
| 小規模最終処分場設置者の氏名等変更届出書 (様式第10号)   |                                       | 副本 1 部 |
| 小規模最終処分場変更工事完了報告書 (様式第11号)      |                                       |        |
| 小規模最終処分場埋立完了報告書 (様式第13号)        |                                       |        |
| 小規模最終処分場廃止 (休止・再開) 報告書 (様式第14号) |                                       |        |
| 小規模最終処分場承継届出書 (様式第15号)          |                                       |        |

別表中「第 5 号」を「第 4 号」に、「シスー1, 2ージクロロエチレン」を「1, 1ージクロロエチレン」に、「1, 1ージクロロエチレン」を「シスー1, 2ージクロロエチレン」に、「チオベンカブ」を「チオベンカルブ」に改める。

様式第 1 号, 様式第 2 号及び様式第 7 号を削る。

様式第 8 号中「第22条第 2 項」を「第22条第 1 項」に、「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に改め、「最終処分場にあつては、」及び「4 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図」を削る。

様式第 9 号中「第 3 項」を「第 2 項」に、「設置が完了」を「変更の工事が完了」に、「指定処理施設設置」を「小規模最終処分場変更工事」に改める。

様式第10号中「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に改める。

様式第11号中「第25条第 2 項第 1 号, 第 3 項」を「第25条第 3 項」に、「指定処理施設設置 (変更工事)」を「小規模最終処分場変更工事」に、「産業廃棄物の処理施設」を「小規模最終処分場」に、「設置 (変更工事)」を「変更工事」に、「第25条第 2 項第 1 号 を「第25条第 3 項」に、「設置完了後の全景及び設置」を「変更工事完了後の全景及び工事」第25条第 3 項」に改める。

様式第12号を削る。

様式第13号中「第 3 号」を「第 1 号」に、「最終処分場埋立」を「小規模最終処分場埋立」に、「産業廃棄物最終処分場」を「小規模最終処分場」に改める。

様式第14号中「第 4 号」を「第 2 号」に、「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に改める。

様式第15号中「指定処理施設」を「小規模最終処分場」に改める。

付 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

茨城県告示第355号

平成19年 3 月27日茨城県告示第397号で告示した茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき知事が別に定める額の一部を次のように改正し、平成23年 4 月 1 日から施行する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

表 9 の項中

死亡診断書

1 通につき 2,310円

を

死亡診断書

1 通につき 3,150円

に改める。

## 茨城県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| コード<br>名称                          | 所在地                                     | サービスの種類                      | 開設者                        | 指 定<br>年月日     |
|------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 0810114785<br>五軒町クリニック             | 水戸市五軒町2-1-10 レー<br>ベンハイム五軒町レジデンス<br>102 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理<br>指導 | 医療法人鳳香会                    | 平成23年<br>1月4日  |
| 0840740286<br>ハニユウ薬局結城東店           | 結城市結城6202                               | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理<br>指導 | 株式会社マイド<br>ラッグ             | 平成23年<br>2月16日 |
| 0840740344<br>ハニユウ薬局小田林店           | 結城市小田林2520-213                          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理<br>指導 | 株式会社マイド<br>ラッグ             | 平成23年<br>2月16日 |
| 0841040322<br>ハニユウ薬局下妻店            | 下妻市大串452-2                              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理<br>指導 | 株式会社マイド<br>ラッグ             | 平成23年<br>2月16日 |
| 0870103827<br>あいわかケアマネジメント<br>センター | 水戸市元吉田町1596-1                           | 居宅介護支援事業                     | 有限会社 ケア<br>ショップケアアン<br>ドエム | 平成23年<br>2月15日 |
| 0870103843<br>デイサービス 百合が丘          | 水戸市六反田町1000-2                           | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 株式会社 カイン<br>ドケア水戸          | 平成23年<br>3月1日  |
| 0872400536<br>ショートステイ介護施設<br>すみれ   | 守谷市大柏600-1                              | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活<br>介護 | 有限会社 ホー<br>ム・ソワン           | 平成23年<br>2月16日 |
| 0872400544<br>デイサービス すみれ           | 守谷市大柏600-1                              | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 有限会社 ホー<br>ム・ソワン           | 平成23年<br>2月16日 |
| 0872400551<br>居宅介護支援事業所 す<br>みれ    | 守谷市大柏600-1                              | 居宅介護支援事業                     | 有限会社 ホー<br>ム・ソワン           | 平成23年<br>2月16日 |
| 0872700471<br>在宅介護事業所 ほ〜む          | 筑西市藤ヶ谷1858-43                           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護             | 株式会社 たさき                   | 平成23年<br>2月21日 |
| 0873301089<br>ケアホーム楓               | 那珂郡東海村須和間1442-2                         | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 特定非営利活動法<br>人 オリヴィエ東<br>海  | 平成23年<br>2月1日  |
| 0875500118<br>アネシス・シャロームつ<br>くばみらい | つくばみらい市絹の台3-10-<br>7                    | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 株式会社 佐瀬ト<br>ータルケアセンタ<br>ー  | 平成23年<br>2月7日  |
| 0891700023<br>グループホーム いこい<br>の里    | 取手市井野団地3-19-101                         | 認知症対応型共同生活<br>介護             | 株式会社 憩                     | 平成23年<br>2月7日  |

## 茨城県告示第357号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称           | 事業所の所在地           | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地        | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類          |
|------------|------------------|-------------------|--------------|-------------------|---------------|------------------------|
| 0810200527 | 多機能型事業所<br>まゆみの里 | 日立市大久保町<br>2409-3 | 医療法人 圭愛<br>会 | 日立市大久保町<br>2409-3 | 平成23年<br>4月1日 | 就労移行支援<br>就労継続支援<br>B型 |

## 茨城県告示第358号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称         | 事業所の所在地           | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地        | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|
| 0810500165 | はーとふる・ビ<br>レッジ | 石岡市三村2595番<br>地の1 | 社会福祉法人<br>陽山会 | 石岡市三村2595番<br>地の2 | 平成23年<br>4月1日 | 就労継続支援<br>B型  |

## 茨城県告示第359号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地         | 事業者の名称            | 主たる事務所の所在地     | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|--------|-----------------|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| 0811000116 | 虹の家    | 下妻市下妻丁250<br>-1 | 特定非営利活動<br>法人 柴学園 | 下妻市鎌庭130-<br>1 | 平成23年<br>4月1日 | 生活介護          |

## 茨城県告示第360号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称       | 事業所の所在地              | 事業者の名称          | 主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類          |
|------------|--------------|----------------------|-----------------|------------------|---------------|------------------------|
| 0812900314 | グッドライフ神<br>栖 | 神栖市土合本町1<br>-8762-32 | 株式会社 グッ<br>ドライブ | 鹿嶋市港ヶ丘2-<br>1-15 | 平成23年<br>4月1日 | 就労移行支援<br>就労継続支援<br>B型 |

## 茨城県告示第361号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 施設の名称 | 施設の所在地      | 設置者の名称      | 主たる事務所の所在地  | 指定の変更年月日  | 障害者支援施設のサービスの種類及び定員 |                                       |
|------------|-------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------------------|---------------------------------------|
| 0812900157 | 神栖啓愛園 | 神栖市知手3653-1 | 社会福祉法人神栖啓愛園 | 神栖市知手3653-1 | 平成23年4月1日 | 変更前                 | 生活介護54名<br>就労移行支援6名<br>施設入所支援50名      |
|            |       |             |             |             |           | 変更後                 | 生活介護50名<br>就労継続支援（B型）10名<br>施設入所支援50名 |

## 茨城県告示第362号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 主な届出の内容

| 事業所番号      | 事業所名         | サービス    | 変更の内容   |               |                 |
|------------|--------------|---------|---------|---------------|-----------------|
|            |              |         | 変更事項    | 変更前           | 変更後             |
| 0811500073 | 障害者支援施設はまなす荘 | 障害者支援施設 | 事業所の所在地 | 北茨城市関本町福田1873 | 北茨城市関本町福田1873-1 |

## 2 変更年月日

平成23年3月7日

## 茨城県告示第363号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称        | 事業所の所在地     | 事業者の名称        | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------|---------------|-------------|---------------|---------|------------|
| 0810300251 | 茨城障害者雇用支援センター | 土浦市真鍋新町1-14 | 社団法人茨城県雇用開発協会 | 就労移行支援  | 平成23年3月31日 |

## 茨城県告示第364号

平成11年3月25日茨城県告示第335号で告示した動物の飼養又は収容の許可を要する区域の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

表笠間市の項及び西茨城郡岩間町の項を削る。

茨城県告示第365号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により，平成23年度の離転職者訓練（普通職業訓練普通課程，普通職業訓練短期課程）及び委託訓練活用型デュアルシステム（普通職業訓練短期課程）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成23年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 離転職者訓練の訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

(1) 普通職業訓練普通課程

| 学院名                       | 訓練の種類    | 普通職業訓練 |     |      |              |
|---------------------------|----------|--------|-----|------|--------------|
|                           | 訓練課程     | 普通課程   |     |      |              |
|                           | 区分       | 訓練科名   | 定員  | 訓練期間 | 訓練開始月        |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 緊急雇用対策訓練 |        |     |      |              |
|                           | 施設外訓練    | 介護福祉科  | 30人 | 2年   | 4月<br>(2コース) |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院            | 緊急雇用対策訓練 |        |     |      |              |
|                           | 委託訓練     | 介護福祉科  | 40人 | 2年   | 4月<br>(2コース) |

(2) 普通職業訓練短期課程

| 学院名                        | 訓練の種類    | 普通職業訓練             |                  |      |            |
|----------------------------|----------|--------------------|------------------|------|------------|
|                            | 訓練課程     | 短期課程               |                  |      |            |
|                            | 区分       | 訓練科名               | 定員               | 訓練期間 | 訓練開始月      |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院  | 緊急雇用対策訓練 |                    |                  |      |            |
|                            | 委託訓練     | オフィスビジネス科          | 50人              | 6カ月  | 6月，8月      |
|                            |          | 農業実践科              | 20人              | 6カ月  | 5月         |
|                            |          | 介護サービス科            | 60人              | 4カ月  | 6月，10月     |
|                            |          | I T 実務科            | 75人              | 3カ月  | 5月,10月,12月 |
|                            |          | Webデザイン科           | 20人              | 3カ月  | 7月         |
|                            |          | パソコン簿記会計科          | 20人              | 3カ月  | 11月        |
|                            |          | 警備・I T 習得科         | 20人              | 3カ月  | 7月         |
|                            |          | 販売・I T 習得科         | 20人              | 3カ月  | 8月         |
|                            |          | 小型移動式クレーン運転・玉掛け技能科 | 20人              | 8日   | 9月         |
|                            |          | フォークリフト運転技能科       | 20人              | 5日   | 8月         |
| 農業実践科<br>(刑務所出所者向け職業訓練コース) | 24人      | 6カ月                | 4月，7月，<br>10月，1月 |      |            |

|                    |                        |                        |     |           |            |
|--------------------|------------------------|------------------------|-----|-----------|------------|
| 茨城県立日立<br>産業技術専門学校 | 職業転換能力開発訓練             |                        |     |           |            |
|                    | 施設内訓練                  | パソコンCAD科               | 30人 | 6カ月       | 4月, 10月    |
|                    | 緊急雇用対策訓練               |                        |     |           |            |
|                    | 委託訓練                   | オフィスビジネス科              | 20人 | 6カ月       | 8月         |
|                    |                        | 情報システム科                | 20人 | 4カ月       | 7月         |
|                    |                        | IT実務科                  | 45人 | 3カ月       | 5月,11月,12月 |
|                    |                        | パソコン活用科                | 20人 | 3カ月       | 9月         |
|                    |                        | パソコン簿記会計科              | 20人 | 3カ月       | 6月         |
|                    |                        | 介護サービス科                | 40人 | 2カ月       | 6月, 10月    |
|                    |                        | フォークリフト<br>運転技能科       | 20人 | 4日        | 7月, 9月     |
| 母子家庭等就業能力開発訓練      |                        |                        |     |           |            |
| 委託訓練               | IT実務科                  | 5人                     | 3カ月 | 11月       |            |
| 茨城県立鹿島<br>産業技術専門学校 | 職業転換能力開発訓練             |                        |     |           |            |
|                    | 施設内訓練                  | 建築科                    | 10人 | 1年        | 4月         |
|                    | 緊急雇用対策訓練               |                        |     |           |            |
|                    | 委託訓練                   | OAシステム科                | 40人 | 3カ月       | 5月, 11月    |
|                    |                        | パソコン活用科                | 20人 | 3カ月       | 12月        |
|                    |                        | パソコン建築CAD科             | 20人 | 3カ月       | 6月         |
|                    |                        | 介護サービス科                | 60人 | 2カ月       | 6月,9月,1月   |
|                    |                        | 小型移動式クレーン<br>運転・玉掛け技能科 | 10人 | 6日        | 9月         |
|                    |                        | フォークリフト<br>運転技能科       | 10人 | 4日        | 8月         |
|                    | 茨城県立土浦<br>産業技術専門学校     | 職業転換能力開発訓練             |     |           |            |
| 施設内訓練              |                        | 服飾ソーイング科               | 40人 | 6カ月       | 4月, 10月    |
| 緊急雇用対策訓練           |                        |                        |     |           |            |
| 委託訓練               |                        | オフィスビジネス科              | 25人 | 6カ月       | 8月         |
|                    |                        | マネジメント情報<br>システム科      | 20人 | 6カ月       | 9月         |
|                    |                        | OAシステム科                | 60人 | 3カ月       | 5月, 12月    |
|                    |                        | パソコン簿記会計科              | 20人 | 3カ月       | 9月         |
|                    |                        | パソコン建築CAD科             | 20人 | 3カ月       | 8月         |
|                    |                        | 医療事務科                  | 40人 | 3カ月       | 7月, 11月    |
|                    |                        | 造園科                    | 20人 | 3カ月       | 9月         |
|                    | 介護サービス科                | 60人                    | 2カ月 | 6月,10月,1月 |            |
|                    | 小型移動式クレーン<br>運転・玉掛け技能科 | 20人                    | 8日  | 10月       |            |
|                    | フォークリフト<br>運転技能科       | 20人                    | 5日  | 2月        |            |

|                |                    |                    |     |             |          |
|----------------|--------------------|--------------------|-----|-------------|----------|
| 茨城県立筑西産業技術専門学院 | 職業転換能力開発訓練         |                    |     |             |          |
|                | 施設内訓練              | 溶接科                | 20人 | 6カ月         | 4月, 10月  |
|                | 緊急雇用対策訓練           |                    |     |             |          |
|                | 委託訓練               | パソコン簿記会計科          | 20人 | 3カ月         | 9月       |
|                |                    | OAシステム科            | 20人 | 3カ月         | 5月       |
|                |                    | パソコンIT活用科          | 20人 | 3カ月         | 12月      |
| 介護サービス科        |                    | 75人                | 2カ月 | 6月, 9月, 11月 |          |
| フォークリフト運転技能科   |                    | 20人                | 4日  | 6月, 9月      |          |
| 茨城県立古河産業技術専門学院 | 緊急雇用対策訓練           |                    |     |             |          |
|                | 委託訓練               | 介護サービス・パソコン科       | 40人 | 3カ月         | 10月, 12月 |
|                |                    | パソコンIT活用科          | 20人 | 3カ月         | 8月       |
|                |                    | OAシステム科            | 40人 | 3カ月         | 5月, 11月  |
|                |                    | 造園科                | 10人 | 3カ月         | 9月       |
|                |                    | 医療事務科              | 20人 | 3カ月         | 7月       |
|                |                    | パソコン簿記会計科          | 20人 | 3カ月         | 12月      |
|                |                    | 小型移動式クレーン運転・玉掛け技能科 | 20人 | 6日          | 9月       |
|                |                    | フォークリフト運転技能科       | 20人 | 4日          | 7月, 11月  |
|                | 母子家庭等就業能力開発訓練      |                    |     |             |          |
| 委託訓練           | パソコン活用科            | 5人                 | 3カ月 | 8月          |          |
| 全産業技術専門学院      | 緊急雇用対策訓練(実習等訓練コース) |                    |     |             |          |
|                | 委託訓練               | 随時設定               | 4人  | 3カ月         | 随時       |

\*訓練対象者

緊急雇用対策訓練、職業転換能力開発訓練及び母子家庭等就業能力開発訓練の訓練対象者は、公共職業安定所に求職申し込みした求職者で、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた者とする。

2 委託訓練活用型デュアルシステムの訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等

| 学院名                       | 訓練の種類           | 普通職業訓練    |      |       |         |
|---------------------------|-----------------|-----------|------|-------|---------|
|                           | 訓練課程            | 短期課程      |      |       |         |
| 区 分                       | 訓練科名            | 定員        | 訓練期間 | 訓練開始月 |         |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |      |       |         |
|                           | 委託訓練            | 医療事務科     | 40人  | 4カ月   | 7月, 11月 |
|                           |                 | パソコン簿記会計科 | 15人  | 4カ月   | 9月      |
| 茨城県立日立産業技術専門学院            | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |      |       |         |
|                           | 委託訓練            | IT実務科     | 10人  | 4カ月   | 11月     |

|                |                 |           |     |     |         |
|----------------|-----------------|-----------|-----|-----|---------|
| 茨城県立鹿島産業技術専門学院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |     |     |         |
|                | 委託訓練            | パソコン簿記会計科 | 20人 | 4カ月 | 9月      |
|                |                 | パソコン機械製図科 | 10人 | 4カ月 | 10月     |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |     |     |         |
|                | 委託訓練            | パソコン簿記会計科 | 20人 | 4カ月 | 6月      |
|                |                 | O A システム科 | 40人 | 4カ月 | 7月, 10月 |
| 茨城県立筑西産業技術専門学院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |     |     |         |
|                | 委託訓練            | O A システム科 | 15人 | 4カ月 | 8月      |
| 茨城県立古河産業技術専門学院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |           |     |     |         |
|                | 委託訓練            | パソコン活用科   | 25人 | 4カ月 | 6月, 9月  |

## \* 訓練対象者

委託訓練活用型デュアルシステムの訓練対象者は、公共職業安定所に求職申し込みした職業能力形成機会に恵まれなかった求職者で、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた者とする。また、訓練対象者は、キャリア・コンサルティングを受けジョブ・カードを交付された者とする。

## 茨城県告示第366号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、平成23年度の普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等

| 学院名                       | 訓練の種類 | 普通職業訓練      |     |         |          |
|---------------------------|-------|-------------|-----|---------|----------|
|                           | 訓練課程  | 短期課程        |     |         |          |
|                           | 区分    | 訓練科名        | 定員  | 訓練期間    | 訓練開始月    |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 施設内訓練 | 総合実務科       | 20人 | 12月     | 4月       |
|                           |       | O A 実務科     | 5人  | 3月      | 7月       |
|                           | 施設外訓練 | オフィスワーク科    | 5人  | 2月      | 10月 (予定) |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院            |       | O A 実務科     | 10人 | 2月      | 9月       |
|                           | 調理補助科 | 5人          | 2月  | 8月 (予定) |          |
| 茨城県立全産業技術専門学院             | 施設外訓練 | 障害の態様に応じて設定 | 1人～ | 1月～     | 随時       |

## 2 訓練対象者

障害者委託訓練の対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者であって、公共職業安定所に求職申込みを行っており、かつ、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者（ただし、訓練期間が2月以下の障害者委託訓練を受講する場合及び職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦により職業訓練を受講した者が当該職業訓練受講修了後1年以内に就職の促進のために障害者委託訓練を受講する場合については、公共職業安定所長の受講あっせんを必ずしも必要としない。）とする。



## 茨城県告示第367号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛の口蹄疫、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 牛の口蹄疫検査

## (1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

臨床検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 2 牛のブルセラ病検査

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛  
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

凝集反応検査（急速凝集反応法）、エライザ法、補体結合反応検査及びその他の検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 3 牛の結核病検査

## (1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛  
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛  
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査、エライザ法、ヨーニン検査、細菌検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24ヶ月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

エライザ法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12ヶ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

ウエスタンブロット法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期間

原則として、平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験及びゲル内沈降反応検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬（生後180日未満の馬を除く）で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 9 馬伝染性子宮炎検査

## (1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 10 馬バラチフス検査

## (1) 実施の目的

馬バラチフスの発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

臨床検査、凝集反応検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法）及び細菌検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 11 豚の口蹄疫検査

## (1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成23年6月1日から平成23年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査、臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 豚のオースキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオースキー病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 15 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

## (1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 16 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）検査

## (1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）の発生予防のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (5) 実施の方法

急速凝集反応法

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 17 高病原性鳥インフルエンザ検査

## (1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

## (2) 実施の区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

## (4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

18 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内において飼育しているみつばち

(4) 実施の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第368号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定した。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 移入禁止家畜等                                                                  | 移 入 禁 止 区 域                                                                                                                    | 移入禁止期間                                                                                                                         | その他必要な事項                       |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品 | 平成23年茨城県告示第228号に掲げる区域を以下の区域に変更する。<br><br>三重県<br>平成23年2月16日以降に三重県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域。 | 平成23年茨城県告示第228号に掲げる期間を以下の期間に変更する。<br><br>平成23年2月16日以降に三重県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域を制限した期間。 | 移入禁止の理由：<br>高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 |

茨城県告示第369号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定した。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌



| 移入禁止家畜等                                                                  | 移 入 禁 止 区 域                                                                                                                      | 移入禁止期間                                                                                                                          | その他必要な事項                       |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品 | 平成23年茨城県告示第227号に掲げる区域を以下の区域に変更する。<br><br>和歌山県<br>平成23年2月15日以降に和歌山県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域。 | 平成23年茨城県告示第227号に掲げる期間を以下の期間に変更する。<br><br>平成23年2月15日以降に和歌山県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域を制限した期間。 | 移入禁止の理由：<br>高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 |

茨城県告示第370号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定した。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 移入禁止家畜等                                                                  | 移 入 禁 止 区 域                                                                           | 移入禁止期間                                                                                | その他必要な事項                       |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品 | 千葉県<br>平成23年3月13日以降に千葉県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域。 | 平成23年3月13日以降に千葉県知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため告示した家畜伝染病の家畜等の移動を制限する区域並びに搬出を制限する区域を制限した期間。 | 移入禁止の理由：<br>高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 |

茨城県告示第371号

平成23年茨城県告示第226号で告示した家畜等の移入禁止は、平成23年3月10日付けで解除した。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第372号

南筑波土地改良区から平成23年 3 月 8 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により同月23日認可した。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第373号

霞ヶ浦用水土地改良区から平成23年 3 月 3 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により同月23日認可した。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第374号

平成21年 2 月26日付けで変更計画を確定した県営畑地帯総合整備事業（区画整理）逆井地区については、平成22年 3 月24日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年 3 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 真端水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要 |
|-------------------------------|------|-----------------|---------------|-----|
| (イ) 水戸市堀町字台山<br>1453番 9 地先から  | (A)  | メートル<br>最大 56.0 | メートル<br>1,727 |     |
| (ロ) 水戸市渡里町字高野台<br>3247番 8 まで  |      | 最小 16.0         |               |     |
| (イ) 水戸市堀町字台山<br>1453番 9 地先から  | (B)  | 最大 7.0          | 1,735         |     |
| (ハ) 水戸市渡里町字高野台<br>3268番10地先まで |      | 最小 3.6          |               |     |

|                            |     |    |      |       |      |
|----------------------------|-----|----|------|-------|------|
| (イ) 水戸市堀町字台山<br>1453番9地先から | (A) | 最大 | 56.0 | 1,727 | 旧道移管 |
| (ロ) 水戸市渡里町字高野台<br>3247番8まで |     | 最小 | 16.0 |       |      |

茨城県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井行方線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                  | 旧新の別        | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 摘 要 |
|------------------------------------------------------|-------------|---------------|-------------|-----|
| 鹿嶋市大字津賀字重山<br>1780番9地先から<br>鹿嶋市大字津賀字原免<br>1241番1地先まで | (A)<br>旧    | 最大            | 19.0        | 852 |
|                                                      |             | 最小            | 5.2         |     |
|                                                      | (B)<br>新(B) | 最大            | 88.2        | 664 |
|                                                      |             | 最小            | 10.5        |     |
|                                                      | 新(B)        | 最大            | 88.2        | 664 |
|                                                      |             | 最小            | 10.5        |     |

茨城県告示第377号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき指定されている重さ指定道路のうち、次の道路の指定を解除する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定を解除する道路の路線名及び区間  
次表のとおり

| 路 線 名                | 区 間                                            |
|----------------------|------------------------------------------------|
| 県道 竜ヶ崎潮来線<br>(路線番号5) | 龍ヶ崎市小通幸谷町字中道264番1地先から<br>龍ヶ崎市川原代町字知手4000番9地先まで |

- 2 指定を解除する期日 平成23年4月1日

茨城県告示第378号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、日立市川尻観音前土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，次の都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画公園事業  
7・5・001号 大塚池公園
- 3 事業施行期間  
平成19年3月29日から  
平成28年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

## 茨城県告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により，水戸市，日立市，北茨城市，笠間市，ひたちなか市，茨城町，城里町及び日立・高萩広域下水道組合に係る汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約について次のとおり告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 委託者は，公共下水道事業及び流域下水道事業から生ずる汚泥の処理の用に供するため，水戸市，日立市，北茨城市，笠間市，ひたちなか市，茨城町，城里町及び日立・高萩広域下水道組合（以下「関連団体」という。）と茨城県とで共同して設置する汚泥焼却炉施設及び汚泥貯留棟施設（以下「汚泥焼却炉施設等」という。）に関する次の各号に掲げる事務のうち委託者が処理すべき事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を茨城県に委託し，茨城県は，これを受託する。

- (1) 汚泥焼却炉施設等の建設に関する事務
- (2) 汚泥焼却炉施設等の維持管理に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については，茨城県の条例，規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定め

るところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は委託者の負担とし、その額は次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める負担率により算定するものとする。

(1) 建設及びそれに付帯する事務に要する経費 第1基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内に想定される茨城県と関連団体の下水道事業から発生する焼却対象汚泥量の総量に対する委託者に係る焼却対象汚泥量の比(以下「想定汚泥量比」という。)

(2) 維持管理及びそれに付帯する事務に要する経費 当該年度の茨城県と関連団体の下水道事業から発生した焼却対象汚泥量の総量に対する委託者に係る焼却対象汚泥量の比(以下「実績汚泥量比」という。)

2 前項に規定する想定汚泥量比及び実績汚泥量比は、茨城県知事と関連団体の長が協議して別に定めるものとする。

3 第1項の規定により負担する経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、茨城県知事が委託者と協議して別に定めるものとする。

(経理上の措置)

第4条 茨城県は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茨城県流域下水道事業会計において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 茨城県知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を委託者に通知するものとする。

(繰越金)

第6条 茨城県は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じたときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができるものとする。

(連絡会議)

第7条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関連団体の長と連絡会議を開催するものとする。

2 連絡会議の名称は、那珂久慈ブロック広域汚泥処理推進協議会とする。

(中途参入等の取扱い)

第8条 後年度において汚泥焼却炉施設等に関する事務に参入し、又は退出を希望する市町村その他の団体又は関連団体がある場合は、茨城県知事が関連団体の長とこれを協議するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、茨城県知事は、直ちに当該条例等を委託者に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第10条 委託事務を廃止した場合は、茨城県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合において、当該決算により生じた剰余金の処理については、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日から施行する。

(条例等の公表)

2 委託者は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定によるこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する茨城県の条例等が委託者に適用される旨及び当該条例等の名称を公表するものとする。

#### 茨城県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

稲敷市

2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東部台都市計画下水道事業

江戸崎町公共下水道

3 事業施行期間

平成11年4月20日から

平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年6月3日付茨城県告示第604号、平成13年9月13日付茨城県告示第992号、平成17年1月6日付茨城県告示第12号及び平成21年10月22日付茨城県告示第1330号の事業地に、稲敷市羽賀字六万部、小羽賀字サメジウ、字六万部、字尊名、字鍛冶屋久保及び字ヤシヤ久保、時崎字向坪及び横田並びに沼田字弁天前、字登戸坪、字小西坪、字南坪、字辺田、字辺田坪、字辺田前及び字木浦台の全部の区域を加え、稲敷市羽賀字栗谷津、字駒崎、字宿、字西ノ谷及び大日、小羽賀字西ノ谷ッ、字吾妻山、字馬場先、字尊名久保、字一ッ橋字神田及び字神田久保、時崎字後作、字後谷、字後谷津、字山下、字神明平、字細内、字荒地、字平、字西口、字向谷、字辺田口、字宮谷及び東前並びに沼田字東前、字鍛冶や、字鍛冶や坪、字鍛冶や前、字鍛冶や後、字大日久保、字大阪台、字上沼田、字中沼田、字下沼田、字登戸、字登戸下、字寺台、字寺下、字中辻、字小西、字天神台、字中宿坪、字宿下、字下宿、字下宿坪、字辺田後、字向谷津、字堀込台及び字北の作の一部の区域を加える。

#### 茨城県告示第382号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）第4条第6項において準用する第4条第4項の規定により、以下の区域について、平成23年3月31日限り解除する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

旧岩井市

| 解除する区域の名称<br>(番号)           | 土地の区域                             | 既存集落の<br>区分                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |
|-----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 坂東市岩井・鶴戸地区<br>(11-1)        | 坂東市岩井<br><br>坂東市鶴戸                | 字五斗蒔, 字寮ノ脇, 及び字寮ノ下の各全部<br>字吾妻, 字西高野, 字愛宕裏,<br>字寮ノ後, 字堂ノ下, 及び字石橋の各一部<br>字橋本前, 字山王, 字橋元前,<br>字堂, 及び字荒井前の各全部<br>字六道辻, 字原, 字檜木並, 字鹿野, 字橋本, 字荒井後, 字荒井, 字堂前, 及び字仙入久保の各一部                                                                                                                                    | 第3種集落 |
| 坂東市岩井地区<br>(11-2)           | 坂東市岩井                             | 字宅地東脇, 字宅地後, 字柿木西, 字風元内, 字柿木, 字宅地柿木, 字宅地西脇, 字中妻前, 字中妻西, 字中妻, 字宮ノ脇, 字宮ノ下, 字下ノ宮, 字一言神社, 字中妻後, 字中妻脇, 字中妻西脇, 字墓後, 字屋敷東, 字宅地南脇, 字五右エ門屋敷, 字上岩井, 字屋敷付, 字宮前, 字宮内脇, 字宮ノ後, 字寺ノ下, 字宮内後, 字堀込後, 字堀込東, 字堀込西, 字堀込西妻, 字宮ノ越, 及び字妙光寺前の各全部<br>字宅地前, 字東裏, 字新田山, 字新田下, 字辻前, 字宮内前, 字勢至前, 字辻西脇, 字大六天山, 字元内, 字中根, 及び字妙光寺下の各一部 | 第3種集落 |
| 坂東市馬立地区<br>(11-3)           | 坂東市馬立                             | 字窪, 字原, 字久保, 字内出砂及び字西の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第3種集落 |
| 坂東市幸田地区<br>(11-4)           | 坂東市幸田                             | 字芝山の全部<br>字迎地, 字中坪, 字寺前, 字道祖神, 及び字相前の各一部                                                                                                                                                                                                                                                              | 第3種集落 |
| 坂東市下出島・中里地区<br>(11-5)       | 坂東市下出島<br><br>坂東市中里               | 字勢至松の全部<br>字西, 字立山, 及び字南の各一部<br>字前畑の全部<br>字セウシ塚, 字反町, 字反町後, 字宿原, 及び字六地藏久保の各一部                                                                                                                                                                                                                         | 第1種集落 |
| 坂東市岩井・長谷・桐木地区<br>(11-6)     | 坂東市岩井<br><br>坂東市長谷<br>坂東市桐木       | 字勝田西の全部<br>字篠山西, 字勝田久保, 字篠山向西, 字長谷堺, 字篠山の各一部<br>字上神場, 字島原口, 字水頭橋, 字中耕地, 及び字台島の各一部<br>字西原の一部                                                                                                                                                                                                           | 第3種集落 |
| 坂東市鶴戸地区<br>(11-7)           | 坂東市鶴戸                             | 字天神前の全部<br>字丸山, 字片神辺道, 字鶴戸沼, 字橋戸, 字荒久, 字とうか山及び字大境の各一部                                                                                                                                                                                                                                                 | 第1種集落 |
| 坂東市借宿・駒跣・上出島・岩井地区<br>(12-1) | 坂東市借宿<br>坂東市駒跣<br>坂東市上出島<br>坂東市岩井 | 字新田前, 字関所, 字時羽山, 及び字大日前の各一部<br>字御林, 字原山, 及び字新田の各一部<br>字北原, 字東坪, 字元新田, 及び字東久保の各一部<br>字駒跣前, 及び字東原の各一部                                                                                                                                                                                                   | 第6種集落 |

|                                 |                                                |                                                                                                                                        |         |
|---------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 坂東市弓田・馬立地区<br>(12-2)            | 坂東市弓田<br><br>坂東市馬立                             | 字天神東の全部<br>字前新地, 字ぬかりど, 字不動裏, 字宿畑, 字大砂, 字馬頭後, 字白山東, 字志辺勢至, 字地藏堂東, 字新屋敷, 字八幡脇, 字南坪, 字天神南, 字木布堂内, 字堂面, 及び字弁才天の各一部<br>字西, 字新道木, 及び字松葉の各一部 | 第 1 種集落 |
| 坂東市馬立地区<br>(12-3)               | 坂東市馬立                                          | 字西, 字竹之下, 字松葉, 字原, 字雀, 字砂, 字中の台, 字溜の台, 及び字浅間谷の各一部                                                                                      | 第 6 種集落 |
| 坂東市大馬新田・平八新田地区<br>(12-4)        | 坂東市大馬新田<br>坂東市平八新田                             | 字大馬, 字天神下, 字天崎, 字杏掛下, 及び字松沖の一部<br>字金崎の一部                                                                                               | 第 4 種集落 |
| 坂東市勘助新田・幸田新田地区<br>(12-5)        | 坂東市勘助新田<br>坂東市幸田新田                             | 字山ノ下, 及び字仏崎の各一部<br>字駒寄, 字会所前, 及び字仏崎の各一部                                                                                                | 第 4 種集落 |
| 坂東市幸田新田・神田山・神田山新田地区<br>(12-6)   | 坂東市幸田新田<br>坂東市神田山新田<br><br>坂東市神田山              | 字下灰上の一部<br>字幸田境, 字道久沖, 字姥ヶ下, 字水神下, 及び字便無下の各一部<br>字便無, 及び字道休の各一部                                                                        | 第 6 種集落 |
| 坂東市猫実新田・大口新田・大口地区<br>(12-7)     | 坂東市猫実新田<br>坂東市大口新田<br>坂東市大口                    | 字便無下, 字三世及び字安伯の各一部<br>字安白沖, 及び字安白根割の各一部<br>字鴻巣里の一部                                                                                     | 第 6 種集落 |
| 坂東市猫実・大口地区<br>(12-8)            | 坂東市猫実<br><br>坂東市大口                             | 字西坪, 字本田後, 及び字八幡の各全部<br>字粟巢, 字北坪, 字溜井下, 字宮前, 字志部, 字原山, 字本田, 字前山, 字東久保, 字東山, 及び字寺前の各一部<br>字宮東, 字加房木, 字寺前, 字道谷原及び字小矢の各一部                 | 第 6 種集落 |
| 坂東市大口地区<br>(12-9)               | 坂東市大口                                          | 字堂浦の全部<br>字西山, 字東浦, 字細井, 字下田台, 字田向, 字南山, 及び字下田の各一部                                                                                     | 第 6 種集落 |
| 坂東市神田山地区<br>(12-10)             | 坂東市神田山                                         | 字東原, 字伊勢, 字鹿野, 及び字大日の各一部                                                                                                               | 第 6 種集落 |
| 坂東市中里・大谷口・小泉・矢作・大崎地区<br>(12-11) | 坂東市中里<br>坂東市大谷口<br>坂東市小泉<br><br>坂東市矢作<br>坂東市大崎 | 字宮久保, 字六地藏久保, 及び字下原の各一部<br>字南原の一部<br>字新田前の全部<br>字新田原, 字新田, 及び字宮前の各一部<br>字天神前, 字原, 字紅花谷津, 字鶴巻, 及び字植松の各一部<br>字西原の一部                      | 第 1 種集落 |
| 坂東市矢作地区<br>(12-12)              | 坂東市矢作                                          | 字植松, 字鶴巻, 字道祖神前, 字中内, 字木戸, 字龍見前, 字花山, 字久保, 及び字船戸の各一部                                                                                   | 第 1 種集落 |
| 坂東市薙打地区<br>(12-13)              | 坂東市薙打                                          | 字的場, 字原ノ後, 字西原, 字東原, 及び字原ノ前の各全部<br>字薬師, 字北郷, 字南後, 字南内, 字香取脇, 字西浦, 字神辺, 及び字南郷の各一部                                                       | 第 6 種集落 |



|                          |                             |                                                                                                                                                                        |         |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 坂東市長谷・小山・薙打地区<br>(12-14) | 坂東市長谷<br>坂東市小山<br><br>坂東市薙打 | 字原宿、及び字中耕地の各一部<br>字原口の全部<br>字和田戸、字下原、字龍角、字<br>熱田、字田尻、字上ノ台、字平<br>四郎、字玄番、字勢至ノ妻、字<br>前田、字入畑、字北ノ妻、及び<br>字西ノ内の一部<br>字万蔵坊、字椿内、字大平下、<br>字和田戸、字大平、字四条婦、<br>字西大原、及び字東大原の各一<br>部 | 第 5 種集落 |
| 坂東市長須地区<br>(12-15)       | 坂東市長須                       | 字香取東耕地、字香取耕地、字<br>久保前、字中ノ内、字一言前耕<br>地、字稲荷山、字町谷久保、字<br>芝山、字矢口、字宮久保、字古<br>布田内、字本田前、字門前久保、<br>字前原、字荒久前、字新久、字<br>本田耕地、字荒久裏、字荒久、<br>字小布田内前、及び字本田の一<br>部                     | 第 1 種集落 |

旧猿島町

| 解除する区域の名称<br>(番号)  | 土地の区域                                                                                                                                                                                                                                                       | 既存集落の<br>区分 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 坂東市前山地区<br>(12-1)  | 坂東市逆井<br>字西、字前山、字馬乗場、字前、<br>字前原、字崑五郎、字崑五郎山、<br>字下新田、字新山の各一部                                                                                                                                                                                                 | 第 1 種集落     |
| 坂東市逆井山地区<br>(12-2) | 坂東市逆井<br>坂東市山<br>字石堂、字川田の各一部<br>字石堂、字堂口の各一部                                                                                                                                                                                                                 | 第 1 種集落     |
| 坂東市菅谷地区<br>(12-3)  | 坂東市菅谷<br>字雷電、字香取前、字香取西、<br>字香取、字田台、字新堀、字西<br>脇、字新田の各一部                                                                                                                                                                                                      | 第 1 種集落     |
| 坂東市生子地区<br>(12-4)  | 坂東市生子<br>坂東市生子<br>坂東市生子新田<br>字屋敷前、字古屋敷、字後山、<br>字向門、字上宿、字姫宮、字門<br>ノ西、字門ノ東の各全部<br>字そうぜん前、字広畑、字ヤチ<br>カ、字遠東、字屋敷、字屋敷後、<br>字屋敷東、字屋敷内、字下宿、<br>字久保、字居屋敷、字後、字香<br>取前、字高札前、字若宮、字宿坪、<br>字正神場、字浅右エ門下、字中<br>畑ケ、字長左エ門前、字北向内、<br>字門、字弥惣治、字弥惣内、字<br>雷神西、字雷神前の各一部<br>字弥惣内の一部 | 第 1 種集落     |
| 坂東市内野山地区<br>(12-5) | 坂東市内野山<br>字桃ノ木、字塚越、字塚越浦、<br>字釜前、字柿沢、字安天、字柿<br>沢浦の各一部                                                                                                                                                                                                        | 第 1 種集落     |

茨城県告示第383号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成23年4月16日から施行する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1 公所 中 「内水面水産試験場」を削り、工務所の次に「土浦土木事務所つくば支所」を加え、「下水道事務所」の次に「流域下水道水質管理センター」を加え、「つくばまちづくりセンター」を削る。

## 茨城県告示384号

行方市小牧247番地1に事務所を置く大和土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年3月31日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所         |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 関 川 健 吾 | 行方市小牧247番地1 |
| 〃   | 高 須 直   | 〃 蔵川287番地   |
| 〃   | 平 塚 勝 治 | 〃 新宮491番地1  |
| 〃   | 平 塚 憲 一 | 〃 〃 1052番地4 |
| 〃   | 長 峰 三 良 | 〃 蔵川961番地1  |
| 〃   | 奈良崎 正 美 | 〃 〃 154番地   |
| 〃   | 高 須 賢 司 | 〃 白浜44番地1   |
| 〃   | 宮 碯 隆   | 〃 小牧499番地   |
| 〃   | 宮 内 輝 夫 | 〃 〃 453番地   |
| 〃   | 大 川 恵 壽 | 〃 〃 283番地1  |
| 〃   | 平 塚 秀 一 | 〃 新宮539番地   |
| 監 事 | 宮 内 弘 道 | 〃 小牧528番地   |
| 〃   | 高 野 幸 男 | 〃 蔵川300番地   |
| 〃   | 鬼 澤 明   | 〃 新宮471番地1  |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 関 川 健 吾 | 行方市小牧247番地1     |
| 〃   | 須 賀 芳 徳 | 〃 蔵川446番地       |
| 〃   | 平 塚 実   | 〃 新宮577番地1      |
| 〃   | 高 崎 國 松 | 〃 小牧455番地       |
| 〃   | 高 須 浩 之 | 〃 蔵川298番地       |
| 〃   | 市 塚 信 弥 | 〃 岡473番地        |
| 〃   | 邊 田 光 治 | 〃 白浜247番地       |
| 〃   | 大 川 秀 和 | 〃 小牧362番地       |
| 〃   | 宮 内 正 一 | 〃 〃 498番地1      |
| 〃   | 平 塚 宏 幸 | 〃 新宮496番地       |
| 〃   | 藤 崎 孝 一 | 千葉県香取市佐原イ4149番地 |
| 監 事 | 永 作 榮 治 | 行方市蔵川304番地      |
| 〃   | 中 根 寛   | 〃 小牧527番地       |
| 〃   | 藤 崎 政 晴 | 〃 新宮739番地       |

## 茨城県告示第385号

神栖市矢田部6515番地に事務所を置く波崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年3月31日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 篠 塚 好 司 | 神栖市波崎7409番地  |
| 〃   | 山 本 昭   | 〃 〃 5287番地 1 |
| 〃   | 長谷川 満   | 〃 〃 4925番地   |
| 〃   | 藤 代 清 次 | 〃 〃 2615番地 1 |
| 〃   | 安 藤 勝 雄 | 〃 〃 3825番地   |
| 〃   | 野 中 金太郎 | 〃 〃 3363番地   |
| 〃   | 堀 口 勇 司 | 〃 〃 2126番地   |
| 〃   | 田 向 義 弘 | 〃 〃 3435番地   |
| 〃   | 長 井 五 郎 | 〃 〃 9620番地   |
| 〃   | 茂 木 輝   | 〃 矢田部611番地 2 |
| 〃   | 小神野 文 男 | 〃 〃 560番地 1  |
| 〃   | 高 橋 英 徳 | 〃 〃 5802番地   |
| 〃   | 高 橋 正 延 | 〃 〃 4163番地 3 |
| 〃   | 田 谷 栄 一 | 〃 〃 11204番地  |
| 〃   | 秋 信 明   | 〃 太田1539番地14 |
| 〃   | 鈴 木 茂   | 〃 〃 280番地    |
| 〃   | 村 田 英 安 | 〃 〃 1441番地 3 |
| 〃   | 宮 口 英 宣 | 〃 〃 662番地 6  |
| 〃   | 高 木 保次郎 | 〃 〃 3380番地 2 |
| 〃   | 須之内 啓 治 | 〃 須田308番地    |
| 〃   | 田 中 久 雄 | 〃 〃 1940番地   |
| 〃   | 田 中 宥 吉 | 〃 〃 2998番地   |
| 〃   | 宮 澤 和 男 | 〃 柳川1144番地   |
| 〃   | 加 藤 博 章 | 〃 〃 911番地    |
| 〃   | 堀 江 進 作 | 〃 〃 2158番地   |
| 〃   | 高 橋 孝 行 | 〃 〃 3073番地   |
| 〃   | 笹 本 昭   | 〃 堀割一丁目6番8号  |
| 〃   | 安 藤 昌 義 | 〃 矢田部11569番地 |
| 監 事 | 溝 口 浩 明 | 〃 波崎4314番地   |
| 〃   | 原 誠     | 〃 矢田部4619番地  |
| 〃   | 高 橋 克 己 | 〃 柳川3072番地   |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 篠 塚 好 司 | 神栖市波崎7409番地         |
| 〃   | 山 本 昭   | 〃 〃 5287番地 1        |
| 〃   | 立 原 喜一郎 | 〃 〃 5162番地          |
| 〃   | 藤 代 英 男 | 〃 〃 2621番地 4        |
| 〃   | 安 藤 勝 雄 | 〃 〃 3825番地          |
| 〃   | 岡 野 正 孝 | 〃 〃 3021番地 4        |
| 〃   | 堀 口 勇 司 | 〃 〃 2126番地          |
| 〃   | 田 向 義 弘 | 〃 〃 3435番地          |
| 〃   | 長 井 五 郎 | 〃 〃 9620番地          |
| 〃   | 長谷川 誠一郎 | 〃 矢田部512番地 3        |
| 〃   | 遠 藤 弘   | 〃 〃 719番地           |
| 〃   | 安 藤 壽 男 | 〃 〃 5772番地          |
| 〃   | 高 橋 猛   | 〃 〃 5062番地10        |
| 〃   | 安 藤 照 夫 | 〃 〃 11661番地         |
| 〃   | 遠 藤 栄 一 | 〃 太田1901番地          |
| 〃   | 鈴 木 直 志 | 〃 〃 138番地           |
| 〃   | 宮 澤 定 夫 | 〃 〃 502番地           |
| 〃   | 佐 藤 新 一 | 〃 〃 561番地15         |
| 〃   | 高 木 保次郎 | 〃 〃 3380番地 2        |
| 〃   | 田 山 慶 親 | 千葉県浦安市美浜一丁目 4 番218号 |
| 〃   | 田 中 久 雄 | 神栖市須田1940番地         |
| 〃   | 松 村 幸 雄 | 〃 〃 3022番地          |
| 〃   | 野 口 泰 正 | 〃 柳川中央一丁目 1 番地 7    |
| 〃   | 堀 江 進 作 | 〃 柳川2158番地          |
| 〃   | 渡 邊 義 則 | 〃 〃 3184番地          |
| 〃   | 関 川 克 美 | 鹿嶋市緑ヶ丘三丁目18番 9 号    |
| 〃   | 安 藤 昌 義 | 神栖市矢田部11569番地       |
| 監 事 | 溝 口 幸 雄 | 〃 波崎2209番地 3        |
| 〃   | 原 誠     | 〃 矢田部4619番地         |
| 〃   | 鈴 木 茂   | 〃 太田280番地           |

## 茨城県告示第386号

稲敷市浮島字妙岐8532番地に事務所を置く本新土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県南農林事務所長 中 川 清 彦

1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 石 橋 將 男 | 稲敷市本新 595 番地     |
| 〃   | 中 村 三 郎 | 稲敷市西代 1873 番地 2  |
| 〃   | 福 島 義 春 | 稲敷市本新 91 番地      |
| 〃   | 関 口 清 衛 | 〃 〃 524 番地       |
| 〃   | 川 口 登   | 〃 〃 409 番地       |
| 〃   | 椎 名 俊 一 | 〃 〃 138 番地       |
| 〃   | 齋 藤 進   | 〃 〃 254 番地       |
| 〃   | 宍 倉 勝 男 | 〃 〃 297 番地       |
| 〃   | 安 達 健二郎 | 〃 〃 8 番地 3       |
| 〃   | 岡 里 忠   | 行方市麻生 321 番地     |
| 〃   | 鬼 澤 茂   | 潮来市島須 29 番地      |
| 〃   | 宮 本 利 夫 | 稲敷市浮島 4223 番地    |
| 〃   | 飯 篠 勲   | 千葉県香取市香取 1828 番地 |
| 監 事 | 大 竹 忠 雄 | 稲敷市本新 338 番地     |
| 〃   | 永 作 富 男 | 行方市麻生 166 番地 5   |
| 〃   | 黒 沼 司壽夫 | 稲敷市本新 25 番地      |

2 就 任

| 職 名 | 氏 名      | 住 所                 |
|-----|----------|---------------------|
| 理 事 | 福 島 義 春  | 稲敷市本新 91 番地         |
| 〃   | 栗 又 壽 一  | 〃 〃 421 番地          |
| 〃   | 石 橋 將 男  | 〃 〃 595 番地          |
| 〃   | 宮 内 勝 美  | 〃 〃 495 番地          |
| 〃   | 渡 邊 常 芳  | 〃 〃 145 番地          |
| 〃   | 坂 本 眞一郎  | 〃 〃 320 番地          |
| 〃   | 宍 倉 勝 男  | 〃 〃 297 番地          |
| 〃   | 東海林 正 美  | 〃 〃 186 番地          |
| 〃   | 岡 里 忠    | 行方市麻生 321 番地        |
| 〃   | 鬼 澤 茂    | 潮来市島須 29 番地         |
| 〃   | 一 鍬田 忠 夫 | 稲敷市上須田 2737 番地      |
| 〃   | 山 野 保    | 稲敷市浮島 7389 番地       |
| 〃   | 平 塚 俊 寿  | 千葉県香取市佐原イ 2918 番地 1 |
| 監 事 | 黒 沼 司壽夫  | 稲敷市本新 25 番地         |
| 〃   | 鍋 木 勉    | 〃 〃 327 番地          |
| 〃   | 篠 崎 一 夫  | 行方市麻生 189 番地        |

茨城県告示第387号

水戸市中河内町958番地3に事務所を置く那珂川統合土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭

和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

退任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所         |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 小 宅 近 昭 | 那珂市菅谷4354番地 |

#### 茨城県告示第388号

稲敷市江戸崎甲2148番地の2に事務所を置く羽賀沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

退任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所         |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 常 賀 一 夫 | 稲敷市椎塚1120番地 |

#### 茨城県告示第389号

下妻市北大宝219番地8に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

退任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 伊 藤 幸 平 | 水戸市鯉淵町 4647 番地の 29 |

#### 茨城県告示第390号

下妻市羽子53番地1に事務所を置く江連用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

退任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 監 事 | 結 束 一 穂 | 常総市中山町 60 番地 |

#### 茨城県告示第391号

下妻市羽子53番地1に事務所を置く江連用水土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年

法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

就任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 監 事 | 草 間 利 夫 | 水海道市中妻町 2552 番地 1 |

#### 茨城県告示第392号

結城郡石下町大字新石下3639番地に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

就任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所           |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 本 橋 善 夫 | 常総市長助町 114 番地 |

#### 茨城県告示第393号

菅生沼土地改良区から平成22年11月24日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(一般地帯型・かんがい排水) 菅生沼地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、平成23年 3 月 8 日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 3 月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

#### 茨城県告示第394号

菅生沼土地改良区から平成22年11月24日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(一般地帯型・かんがい排水) 菅生沼南部板戸井地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、平成23年 3 月 8 日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 3 月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

#### 茨城県告示第395号

菅生沼土地改良区から平成22年11月24日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(一般地帯型・かんがい排水) 菅生沼地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、平成23年 3 月 8 日認可した。

い排水) 菅生沼南部地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、平成23年3月8日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年3月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

#### 茨城県告示第396号

菅生沼土地改良区から平成22年11月24日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(一般地帯型・かんがい排水) 菅生沼黄金地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、平成23年3月8日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年3月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

#### 茨城県告示第397号

桜川市から平成22年11月16日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業(山間急傾斜地帯型・かんがい排水) 桜井地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により平成23年3月7日付けで同意した。

平成23年3月31日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

( 病 院 局 )

#### 茨城県病院局告示第2号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第4号で告示した茨城県病院局会計規程(平成18年茨城県病院事業管理規程第21号)の規定による伝票等の様式の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正前の告示に定める帳票等の様式により現に使用している用紙については、当分の間、なお使用することができるものとする。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

様式第87号を次のように改める。

様式第87号

出納日報



|                |                            |     |                                      |                |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|----------------|----------------------------|-----|--------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|-----|-----|-----|-------|
| 様式<br>第 87 号   | 出 納 日 報                    |     |                                      |                |                                                                                          |        |               |     |     |     | 年 月 日 |
|                | ( )<br>病院事業会計 茨城県病院事業管理者 殿 |     |                                      |                | 茨城県病院事業会計<br>出納取扱金融機関 銀行 店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |        |               |     |     |     |       |
| 所<br>属<br>店    | 前日までの<br>預金残高              | 本日受 | 区 分                                  |                | 本日払                                                                                      | 差引預金残高 | 小 切 手 支 払 明 細 |     |     |     |       |
|                |                            | 円   | 現金収入                                 | 直接払            | 円                                                                                        |        | 番 号           | 金 額 | 番 号 | 金 額 |       |
|                |                            |     | 証券収入                                 | 送金払            |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|                |                            |     | 資 金 回 送                              |                |                                                                                          |        | 計             |     | 計   |     |       |
|                |                            |     | 計                                    |                |                                                                                          |        | 預 金 明 細       |     |     |     |       |
| 茨 城 県<br>店     |                            |     | 区 分                                  |                |                                                                                          |        | 当 座           | 普 通 | 通 知 | 定 期 |       |
|                | 総<br>括                     |     | 病<br>院<br>事<br>業<br>管<br>理<br>者<br>扱 | 中央病院           |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|                |                            |     |                                      | こころの<br>医療センター |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|                |                            |     |                                      | こども病院          |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|                | 店                          |     | 企<br>業<br>出<br>納<br>員<br>扱           | 中央病院           |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
| こころの<br>医療センター |                            |     |                                      |                |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |
|                |                            | 計   |                                      |                |                                                                                          |        |               |     |     |     |       |

(注)この様式は複写式とすること。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

( 教 育 委 員 会 )

茨城県教育委員会告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、茨城県近代美術館入館料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月31日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

1 委託先

茨城県水戸市北見町2番15号  
株式会社茨城新聞社

2 収納事務を委託する入館料

|         |                         |         |            |
|---------|-------------------------|---------|------------|
| 展覧会の名称  | 常設展                     |         |            |
| 入場券販売期間 | 平成23年4月1日から平成23年6月17日まで |         |            |
| 入場券販売金額 | 前売券                     | 一 般     | 1人につき 120円 |
|         |                         | 高校生・大学生 | 1人につき 90円  |
|         |                         | 小学生・中学生 | 1人につき 60円  |

3 収納の方法

現金で収納し、入場券を交付する。

## (人 事 委 員 会)

## 茨城県人事委員会告示第2号

平成11年7月15日茨城県人事委員会告示第2号で告示した労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正し、平成23年4月16日から適用する。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表知事の部 第3号 土木建設業の項中「水戸土木事務所偕楽園公園課」を「支所を含み、水戸土木事務所偕楽園公園課」に改め、「まちづくりセンター」を削り、同部 12 教育研究調査の項中「水産試験場、内水面水産試験場」を「水産試験場（内水面支場を含む。）」に改め、同部 13 保健衛生業の項中「医療大学付属病院」の次に「流域下水道水質管理センター」を加え、労働基準法別表第1に含まれない官公署の項中「室」の次に「本部、センター」を加える。

---

---

**公 告**

---

---

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成23年3月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 友愛会

## 3 代表者の氏名

井 坂 励 子

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田町5006番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、産業・福祉・教育などあらゆる社会の領域において社会福祉支援活動に取り組み、暮らしよい町の実現に向け福祉と経済の調和・地域振興・社会福祉支援システム構築をし、普及活動及びそのための人材を育成し障害者等が権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・福祉・教育の推進に寄与することを目的とする。

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申

請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 23 年 5 月 23 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 3 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リズムロード水戸

3 代表者の氏名

馬 立 明 美

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市新荘 2 丁目 15 番 28 号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、音楽療法の普及、音楽活動の提供に関する事業を行い、子育て支援、介護予防、心身障害予防、虐待予防、QOL の維持改善に努め、健康に暮らせるよう支援して明るい生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 23 年 5 月 11 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 3 月 11 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨統教育研究会

（設立認証：平成 21 年 10 月 15 日、設立：平成 21 年 11 月 5 日）

3 代表者の氏名

高 杉 俊 介

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市酒門町 4386 番地の 3

5 定款に記載された目的

この法人は、無限の可能性を持つ子供たちのために、公教育と民間教育機関及び保護者と積極的な交流を図り、学力増進・教育環境等の向上支援をする。それらにより、適切な教育情報を提供することで、主体的な進路選択の手助けをするとともに、子供たちの健全育成を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成23年5月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成23年3月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉サポートセンター・太陽

（設立認証：平成19年12月13日，設立：平成19年12月18日）

## 3 代表者の氏名

園 部 か よ

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市平須町2199番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の自立支援のため、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業をおこなうとともに、障害者および高齢者が快適に生活ができるよう、住まいや施設に関する相談や斡旋事業をおこない、また福祉車両の引取、販売事業をおこない、地域の障害者および高齢者が自立して健康で生活できる福祉の町づくりに貢献することを目的とする。

**●基本測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 測量機関 国土地理院

## 2 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）

## 3 作業終了日 平成23年3月17日

## 4 作業地域 古河市，猿島郡境町

**●都市計画の図書の縦覧**

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、大洗町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (大貫台地区)

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

笠間都市計画特定用途制限地域の決定に伴い、笠間市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
特定用途制限地域 (プロヴァンス笠間地区)

- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画 (ひたちなか地区東部地区) の決定に伴い、ひたちなか市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (ひたちなか地区東部地区)

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画 (ひたちなか地区西部地区) の決定に伴い、ひたちなか市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
地区計画 (ひたちなか地区西部地区)

- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（北条中台地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（稲岡地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画高度地区の決定に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

高度地区

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画事業の施行者の名称等

取手都市計画公園事業については、平成23年 3 月28日付け関東地方整備局告示第117号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画公園事業

203号 北浦川緑地

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6 茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市下大賀字中道914番 1, 同番 3, 同番 4

2 事業主の住所及び氏名

那珂市下大賀900番地 3

井 坂 弘 明

那珂市下大賀900番地の 3

株式会社 井坂新聞店

代表取締役 井 坂 弘 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市長渡呂字長渡呂563番5

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市青木546番地38

辻 俊 和

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字信太字橋ノ下2644番3, 2647番, 2648番, 字二ノ宮馬場2649番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町岡崎二丁目15番地45

有限会社 メディカルアシスト

取締役 戸 崎 徹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長谷字台島3044番5

2 事業主の住所及び氏名

常総市崎房738番地1

松 坂 茂 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字北野2213番1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町148番地6

福 島 清 夫

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年3月31日

茨城県鹿島下水道事務所長 磯 崎 隆 司

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県深芝処理場で使用する電気約11,455,100キロワット時の供給 ②茨城県鹿島下水道事務所 茨城県神栖市北

浜 9 番地 ③平成23年3月4日 ④丸紅(株) 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 ⑤139,544,578円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦平成22年12月24日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年3月31日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 飯 村 芳 行

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県霞ヶ浦浄化センターで使用する電気20,565,900キロワット時の供給 ②茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号 ③平成23年3月1日 ④東京電力株式会社茨城支店土浦支社 茨城県土浦市千束町4番18号 ⑤256,281,322円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦平成22年12月24日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年3月31日

茨城県利根流域下水道事務所長 近 藤 一 夫

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告または第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合は、その理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県利根浄化センターで使用する電気22,239,000キロワット時の供給 ②茨城県利根流域下水道事務所 茨城県北相馬郡利根町布川三番割 ③平成23年3月3日 ④東京電力株式会社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤280,117,720円(消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札 ⑦平成22年12月24日

●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件(土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
葛城一体型特定土地区画整理事業地区区内 E65街区⑦, ⑩画地及びE69街区③, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭ 画地	土地	宅地	1,491.05㎡

*対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定に基づき指定された仮換地である。

*用途地域は、第一種低層住居専用地域（建ぺい率40パーセント，容積率80パーセント）である。

2 予定価格（最低売却価格）

94,699,000円

3 土地の用途

戸建住宅を建設し、当該住宅及び土地を譲受人（最終譲受人）に譲渡する事業の用に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を備える者とする。

ア 戸建住宅（以下「住宅」という。）を建設して、当該住宅とともに土地を譲渡（以下「住宅付分譲」という。）する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を譲渡（以下「条件付分譲」という。）する事業（以下「分譲事業」という。）を営む者で、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有する者であること。

イ 土地の引渡しの日から5年以内に「葛城地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV 設計指針」及び各種法令等に適合した住宅を建設し、分譲することができる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 県税を滞納していないこと。

カ 土地売買契約の締結後、茨城県の指定する日までに、土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、すべての構成員が(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課
茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県つくばまちづくりセンター
茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

(2) 入札説明書の配布期間

平成23年3月31日（木）から4月14日（木）まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（4月14日は午後4時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

- ア 受付期間 平成23年4月13日(水)及び14日(木)
- イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- ウ 提出場所 茨城県つくばまちづくりセンター
茨城県つくば市島名2335番地(ウインズヒル2階)

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成23年4月15日(金) 午前11時	水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月31日

茨城県監査委員 鶴 岡 正 彦
同 藤 島 正 孝
同 島 崎 英 男
同 齋 藤 良 彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 鹿 島 地 帯 特 産 指 導 所	22. 12. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 岩 井 高 等 学 校	22. 12. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立リハビリテーションセンター	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立古河第一高等学校	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県古河警察署	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター農業研究所	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸聾学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下妻養護学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸警察署	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮保健所	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県動物指導センター	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立東海高等学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立総和高等学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立土浦養護学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県桜川警察署	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立伊奈養護学校	23. 1. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県那珂警察署	23. 1. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県東京事務所	23. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ヶ崎南高等学校	23. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南県民センター	23. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県央農林事務所 笠間地域農業改良普及センター	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立岩瀬高等学校	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立三和高等学校	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立牛久高等学校	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 結 城 養 護 学 校	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 県 民 セ ン タ ー	23. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 銚 田 保 健 所	23. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 児 童 相 談 所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 大 阪 事 務 所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 教 育 事 務 所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 教 育 事 務 所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 海 洋 高 等 学 校	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 猿 島 高 等 学 校	23. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 那 珂 湊 第 一 高 等 学 校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 高 等 学 校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 海 道 第 二 高 等 学 校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 銚 田 警 察 署	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 茨 城 学 園	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 玉 造 工 業 高 等 学 校	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 小 川 高 等 学 校	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 館 第 一 高 等 学 校	23. 1. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 警 察 署	23. 1. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 家 畜 保 健 衛 生 所	23. 1. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 こ ど も 福 祉 医 療 セ ン タ ー	23. 1. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 繊 維 工 業 指 導 所	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 南 高 等 学 校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 石 下 高 等 学 校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 石 下 紫 峰 高 等 学 校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 海 道 第 一 高 等 学 校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 館 工 業 高 等 学 校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 つ く ば 養 護 学 校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 協 和 養 護 学 校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 結 城 警 察 署	23. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 央 農 林 事 務 所	23. 2. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 農 林 事 務 所	23. 2. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 行 方 県 税 事 務 所	23. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鉾 田 工 事 事 務 所	23. 2. 14	財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 河川敷占用料に係る収入未済額について、適切な徴収対策を講じずに、債権を時効としたことは適正でない。
茨 城 県 立 つ く ば 工 科 高 等 学 校	23. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所	23. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 工 事 事 務 所	23. 2. 15	財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 県 税 事 務 所	23. 2. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 高 萩 工 事 事 務 所	23. 2. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 医 療 大 学	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば ま ち づ く り セ ン タ ー	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 勝 田 工 業 高 等 学 校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 那 珂 湊 第 二 高 等 学 校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 高 等 養 護 学 校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所	23. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所 大 子 工 務 所	23. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 県 税 事 務 所	23. 2. 23	財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 土 木 事 務 所	23. 2. 23	財務に関する事務の執行について、次の指摘事項のほか注意事項があった。 特殊車両通行許可事務について、大幅に事務処理が遅延していたことは適正でない。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 消 防 学 校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 農 林 事 務 所 稲 敷 土 地 改 良 事 務 所	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 林 業 技 術 セ ン タ ー	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 太 田 第 二 高 等 学 校 里 美 校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 鬼 怒 商 業 高 等 学 校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 勝 田 養 護 学 校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 浦 警 察 署	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 総 警 察 署	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月31日

茨城県監査委員 鶴 岡 正 彦
 同 藤 島 正 孝
 同 島 崎 英 男
 同 齋 藤 良 彦

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県環境保全事業団	23. 2. 1	平成21年度	[出資金] 県出資金 768,274,300円 (基本金) 768,274,300円 建設基金県出資金 1,000,000,000円 (建設基金) 3,273,820,000円 [貸付金] 公共処分場整備事業費貸付金 3,400,000,000円 [損失補償限度額] 15,086,817,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県中小企業振興公社	23. 2. 3	平成21年度	[出資金] 県出資金 35,000,000円 (基本金) 35,000,000円 [補助金] 茨城県中小企業経営資源強化対策費補助金 191,195,794円 新事業創設拠点設置運営事業費補助金 75,640,651円 マネジメントエキスパート派遣事業費補助金 2,901,912円 設備資金貸付事業費補助金 20,604,493円 茨城県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 799,834円 [貸付金] 小規模企業者設備導入資金貸付金 454,590,000円 [損失補償] 15,668,546円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 いばらき文化振興財団	23. 2. 10	平成21年度	[出資金] 県出資金 30,000,000円 (基本金) 30,000,000円 県出捐金 (いばらき文化振興基金) 660,000,000円 (基金) 660,000,000円 [補助金] いばらき文化振興財団運営費補助金 97,581,045円 [負担金] 茨城県新人演奏会負担金 2,000,000円 [公の施設の指定管理料] 茨城県立県民文化センター 298,362,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県道路公社	23. 2. 10	平成21年度	[出資金] 県出資金 8,308,800,000円 (基本金) 10,782,300,000円 [貸付金] 茨城県道路公社事業運営資金貸付金 924,000,000円 [損失補償限度額] 7,205,000,000円	出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県教育財団	23. 2. 18	平成21年度	[出資金] 県出資金 10,000,000円 (基本金) 10,000,000円 [公の施設の指定管理料] 茨城県水戸生涯学習センター 240,673,619円 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城 県女性プラザ 215,383,523円 茨城県県南生涯学習センター 180,210,407円 茨城県県西生涯学習センター 161,312,725円 茨城県立西山研修所 111,746,248円 茨城県立中央青年の家 147,592,873円 茨城県立白浜少年自然の家 113,357,697円 茨城県立さしま少年自然の家 118,964,792円 茨城県立歴史館 524,351,320円	出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城 県体育協会	23. 2. 23	平成21年度	[出資金] 県出資金 35,234,342円 (基本金) 69,282,316円 [補助金] 財団法人茨城県体育協会育成補助金 17,664,318円 競技力向上費補助金 61,786,209円 国民体育大会派遣費補助金 60,931,248円 財団法人茨城県体育協会給与費補助金 111,353,500円 [公の施設の指定管理料] 堀原運動公園 148,776,000円 笠松運動公園 431,563,000円	出資、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年3月31日

茨城県監査委員	鶴	岡	正	彦
同	藤	島	正	孝
同	島	崎	英	男
同	齋	藤	良	彦

監査対象機関名 茨城県筑西土木事務所	監査実施年月日 平成22年10月26日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 特殊車両通行許可事務について、事務処理の遅延が認められたことは著しく適切でない。	
○上記に対する措置状況 特殊車両通行許可申請受理・許可台帳を刷新し、事務進捗を課員全員で逐次確認できるよう改めるとともに、直接監督者が受付時、協議時、許可決裁時の全数を確認し、週1回以上、受付登録及び許可処理状況を所長以下複数の管理監督者がチェックする体制を講じることで遅延の防止等、適正な事務処理を図ることとした。	
監査対象機関名 茨城県竜ヶ崎工事事務所	監査実施年月日 平成22年11月30日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 河川敷占用料に係る収入未済額において、適切な財産調査を怠ったことにより、県の債権の時効を成立させたことは、債権管理者として適切でない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項について、所内において徴収対策班を組織し、収入未済者に対してこれまで以上に組織的かつ継続的に徴収事務を行っていくこととした。 また、河川法等に基づき、関係機関と協議しながら法的措置も含めた対策を進めることとした。	

訓 令

茨城県訓令第5号

茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県職員住宅管理規程（昭和38年茨城県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「職員課長」を「総務事務センター長」に、「県南地方総合事務所長」を「県南県民センター長」に、

下館玉戸荘	筑西市玉戸	県西地方総合事務所	を
神栖まつなみ荘	神栖市神栖	鹿島港湾事務所長	

下館玉戸荘	筑西市玉戸	県西県民センター長	に、
-------	-------	-----------	----

「県西地方総合事務所長」を「県西県民センター長」に改める。

付 則

この訓令は、平成23年4月16日から施行する。

茨城県訓令第 6 号

茨城県福利厚生棟管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月31日

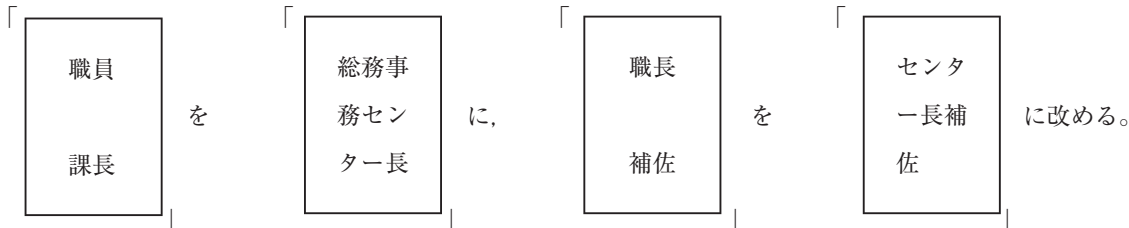
茨城県知事 橋 本 昌

茨城県福利厚生棟管理規程の一部を改正する訓令

茨城県福利厚生棟管理規程（平成11年茨城県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「総務部職員課長」を「総務部総務事務センター長」に改める。

様式第 1 号中「茨城県総務部職員課長」を「茨城県総務部総務事務センター長」に、



様式第 2 号中「茨城県総務部職員課長」を「茨城県総務部総務事務センター長」に改める。

付 則

この訓令は、平成23年 4 月16日から施行する。

茨城県訓令第 7 号

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県職務発明等に関する規程（昭和62年茨城県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の嘱託員を含む。以下同じ。)」を加える。

第 7 条中「許諾をしては」を「許諾しては」に改める。

第15条中「より」を「よる」に改める。

第17条第 3 号を削り、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 6 条の規定に基づき県が承継した特許権等の維持又は処分に関する事項

第21条中「農林水産部農政企画課長」を「農林水産部農業経営課長」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

〔 2 所属長の意見

〔 2 所属長の意見

(1) 職務発明か否かに関する意見

(1) 職務発明か否かに関する意見

(2) 権利の承継に関する意見

様式第 2 号中 (2) 権利の承継に関する意見 を

(3) 持分の割合に関する意見

(3) 持分の割合に関する意見 〕

(4) 権利取得の可能性に関する意見

(5) 発明の活用に関する意見

(6) その他の意見 〕

に改める。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、同月16日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

**茨城県人事委員会訓令第1号**

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第13項を次のように改める。

「13 職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第4号）第6条第1項の規定による協議に対する意見」

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

~~~~~  
茨城県人事委員会訓令第2号

茨城県人事委員会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令（昭和50年茨城県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本文中「並びに研修、講習、訓練等を受ける場合の旅費の調整基準（昭和37年茨城県訓令第15号）」を削る。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

~~~~~  
**規 程**

( 企 業 局 )

**茨城県企業管理規程第2号**

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の旅費に関する規程（昭和42年企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

( 病 院 事 業 管 理 者 )

**茨城県病院事業管理規程第 1 号**

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程

茨城県病院局組織規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改める。

第6条の表中

|      |                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 友部病院 | 第一医療局，第二医療局，第三医療局<br>薬物部，総合診療部，医療技術部，児童思春期部，リハビリテーション部<br>社会復帰支援部<br>相談科，デイケア科，作業療法科<br>医療技術部<br>栄養科，薬剤科，研究検査科<br>看護局<br>事務局<br>管理課，会計課，医事課，施設課 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|            |                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こころの医療センター | 第一医療局，第二医療局，第三医療局，第四医療局<br>リハビリテーション部<br>リハビリテーション科<br>福祉連携サービス部<br>医療福祉相談室，地域医療連携室<br>児童思春期部，薬物部，司法精神医学部，救急部，総合診療部<br>医療技術部<br>栄養科，薬剤科，研究検査科<br>看護局<br>事務局<br>管理課，会計課，医事課，施設課 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に

改める。

第10条第1項中「それぞれの名称を冠した長（以下「病院長」という。）」を「それぞれ病院長」に改め、同条第3項の表中副栄養科長，副薬剤科長，副放射線技術科長，副臨床検査科長，副リハビリテーション技術科長及び副臨床工学技術科長の項の次に次のように加える。

|    |      |            |
|----|------|------------|
| 室長 | 病院の室 | 室の事務を処理する。 |
|----|------|------------|

別表第 1 中

「

〔県立友部病院〕

第一医療局

薬物部, 総合診療部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の薬物及び総合診療等に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第一医療局の所管に係るものに限る。）。

医療技術部

栄養科

患者の給食及び栄養指導に関すること。

薬剤科

- 1 調剤及び製剤に関すること。
- 2 医薬品の検査, 保管及び受払いに関すること。
- 3 保存血液の供給管理に関すること。

研究検査科

- 1 診療に係る医学的検査に関すること。
- 2 解剖に関すること。

第二医療局

児童思春期部, リハビリテーション部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の社会復帰及びリハビリ等の治療及び児童思春期に関すること。 を
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第二医療局の所管に係るものに限る。）。

社会復帰支援部

相談科

- 1 長期在院患者の退院促進に関すること。
- 2 入院患者及び外来患者のケースワークに関すること。

デイケア科

- 1 デイケア通所者の個別指導に関すること。
- 2 デイケア通所者であった者のアフターケアに関すること。

作業療法科

作業療法に関すること。

第三医療局

救急部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の救急治療に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第三医療局の所管に係るものに限る。）。

」

「

〔県立こころの医療センター〕

第一医療局

リハビリテーション部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の社会復帰及びリハビリ等の治療に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第一医療局の所管に係るものに限る。）。

リハビリテーション科

デイケア及び作業療法に関すること。

福祉連携サービス部

医療福祉相談室

- 1 長期在院患者の退院促進に関すること。
- 2 入院患者及び外来患者のケースワークに関すること。

地域医療連携室

- 1 アウトリーチに関すること。
- 2 精神科医療機関や関係機関とのネットワークに関すること。

第二医療局

児童思春期部

- 1 児童思春期に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第二医療局の所管に係るものに限る。）。

第三医療局

薬物部，司法精神医学部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の薬物及び司法精神医学に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第三医療局の所管に係るものに限る。）。

第四医療局

救急部，総合診療部

- 1 神経障害者及び神経系疾患者の救急治療及び総合診療等に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第四医療局の所管に係るものに限る。）。

医療技術部

栄養科

患者の給食及び栄養指導に関すること。

薬剤科

- 1 調剤及び製剤に関すること。
- 2 医薬品の検査，保管及び受払いに関すること。
- 3 保存血液の供給管理に関すること。

研究検査科

- 1 診療に係る医学的検査に関すること。
- 2 解剖に関すること。

改め，同表を別表とする。

付 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

に

」



**茨城県病院事業管理規程第 2 号**

茨城県病院局職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職員分限懲戒等審査委員会規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「友部病院事務局次長」を「こころの医療センター事務局次長」に改める。

付 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**茨城県病院事業管理規程第 3 号**

茨城県病院局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職務権限規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 第18項中「茨城県立友部病院の診療に関する規程」を「茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程」に改める。

別表第 5 第 3 項中「茨城県立友部病院の診療に関する規程」を「茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程」に改める。

付 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**茨城県病院事業管理規程第 4 号**

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 友部病院の第一医療局長，第二医療局長及び第三医療局長 | 5 種 |
|----------------------------|-----|

を

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| こころの医療センターの第一医療局長，第二医療局長，第三医療局長及び第四医療局長 | 5 種 |
|-----------------------------------------|-----|

に



|           |     |
|-----------|-----|
| 友部病院の看護局長 | 5 種 |
|-----------|-----|

を

|                 |     |
|-----------------|-----|
| こころの医療センターの看護局長 | 5 種 |
|-----------------|-----|

に

|            |     |
|------------|-----|
| 友部病院の総看護師長 | 6 種 |
|------------|-----|

を

|                  |     |
|------------------|-----|
| こころの医療センターの総看護師長 | 6 種 |
|------------------|-----|

に改める。

第 8 条第 7 項の表中

|     |       |
|-----|-------|
| 薬剤師 | 8,000 |
|-----|-------|

を

|              |       |
|--------------|-------|
| 薬剤師<br>視能訓練士 | 8,000 |
|--------------|-------|

に改め、

同条第 9 項を次のように改める。

9 放射線作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、支給額は当該各号に掲げる額とする。

- (1) 病院に勤務する看護師、准看護師又は臨床工学技士である職員が、もっぱら放射線の照射されている室内において行うエックス線その他の放射線を照射する作業の補助業務に従事した場合に支給するものとし、支給額は、業務に従事した日 1 日につき 230 円とする。
- (2) 病院に勤務する診療放射線技師である職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域内において同規則第 2 条第 3 項に掲げられた業務に従事し、1 月当たりの外部被ばく実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが同規則第 8 条第 3 項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給するものとし、支給額は、1 月につき 4,000 円とする。

付則第 7 項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間において、第 2 条、第 3 条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 管理職手当受給者で第 4 条の規定により行政職給料表又は医療職給料表（二）を適用範囲とする職員のうち、第 7 条第 1 項の規定により 1 種から 4 種までに区分された職員 給料月額に 100 分の 95 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
- (2) 管理職手当受給者で第 4 条の規定により行政職給料表又は医療職給料表（二）を適用範囲とする職員のうち、第 7 条第 1 項の規定により 5 種に区分された職員 給料月額に 100 分の 96 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

付則第10項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、この規程による改正後の第8条第7項の規定は平成22年11月1日から適用する。

#### 茨城県病院事業管理規程第5号

茨城県病院局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

茨城県病院局職員研修規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職員研修規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「友部病院」を「こころの医療センター」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 茨城県病院事業管理規程第6号

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程

茨城県病院局公舎利用規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 茨城県病院事業管理規程第7号

茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程

茨城県病院局文書事務規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「茨城県病院局県立友部病院」を「茨城県病院局県立こころの医療センター」に、「病友」を「病こ」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第 8 号

茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

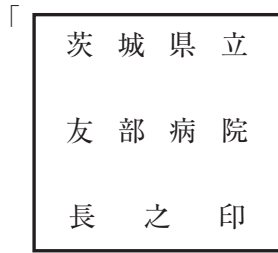
平成23年 3月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程

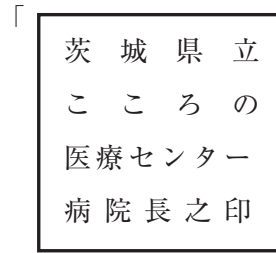
茨城県病院局公印規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

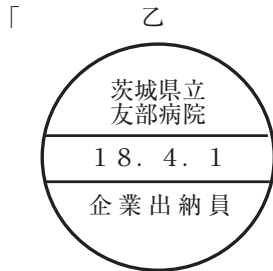


23ミリメートル平方 」

を

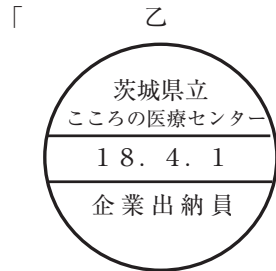


23ミリメートル平方 」に、

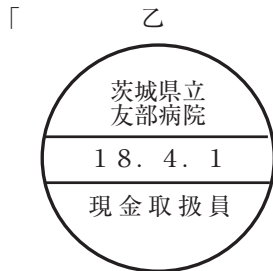


直径20ミリメートル 」

を

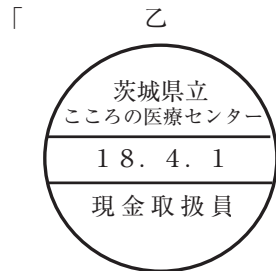


直径20ミリメートル 」に、



直径20ミリメートル 」

を



直径20ミリメートル 」に改める。

付 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第 9 号

茨城県病院局庁舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

茨城県病院局庁舎等管理規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「県立友部病院」を「県立ころの医療センター」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第10号

茨城県立友部病院の診療に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子道夫

茨城県立友部病院の診療に関する規程の一部を改正する規程

茨城県立友部病院の診療に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程

第1条中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改め、様式第2号から様式第5号まで並びに様式第7号及び様式第8号中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第11号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子道夫

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第12号

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子道夫

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

茨城県病院局院内保育所設置運営規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「茨城県立友部病院」を「茨城県立こころの医療センター」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)  
保育料徴収金基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                                            | 徴収金基準額(月額)               |         |         |
|----------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------|---------|---------|
| 階層区分                 | 定 義                                                        | 3歳未満児                    | 3歳児     | 4歳以上児   |
| 第1階層                 | 生活保護法による被保護世帯<br>(単給世帯を含む)                                 | 0円                       | 0円      | 0円      |
| 第2階層                 | 市町村民税非課税世帯                                                 | 4,000円                   | 2,400円  | 2,400円  |
|                      | 母子世帯等                                                      | 0円                       | 0円      | 0円      |
| 第3階層                 | 市町村民税課税世帯                                                  | 10,000円                  | 7,000円  | 7,000円  |
|                      | 母子世帯等                                                      | 9,000円                   | 6,000円  | 6,000円  |
| 第4階層                 | 第1階層を除き、前年度分の<br>所得税課税世帯であってその<br>所得税の額の区分が次の<br>区分に該当する世帯 | 40,000円未満                | 19,000円 | 16,000円 |
| 第5階層                 |                                                            | 40,000円以上<br>103,000円未満  | 33,000円 | 25,000円 |
| 第6階層                 |                                                            | 103,000円以上<br>413,000円未満 | 45,000円 | 26,000円 |
| 第7階層                 |                                                            | 413,000円以上<br>734,000円未満 | 52,000円 | 26,000円 |
| 第8階層                 |                                                            | 734,000円以上               | 58,000円 | 26,000円 |

(注)

- 1 当該徴収基準額表は、笠間市の「保育料徴収金基準額表」に基づき作成したものであり、笠間市において徴収基準が改定された場合は別途作成する必要があること。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

| 第1欄                                                   | 第2欄          |
|-------------------------------------------------------|--------------|
| ア 最も年齢が高い児童<br>(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)           | 徴収金基準額表に定める額 |
| イ ア以外の児童のうち、最も年齢が高い児童<br>(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) | 徴収金基準額表×0.5  |
| ウ 上記以外の児童                                             | 0円           |

(注) 10円未満は切り捨てる。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**正 誤**

平成23年1月27日付け茨城県報第2252号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤              | 正              |
|-----|-------|----------------|----------------|
| 1   | 上から16 | 指定居宅サービス事業者の指定 | 指定居宅サービス事業者の廃止 |

平成23年2月7日付け茨城県報第2255号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤         | 正             |
|-----|-------|-----------|---------------|
| 1   | 上から14 | 指定障害者支援施設 | 指定障害福祉サービス事業者 |
| 1   | 上から20 | 宛先不明分     | 宛先不明          |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)